

基礎案での記載箇所	章項目	5. 3. 1	ページ	p.41	行	29行目
事業名	12. 治水事業[洪水対策]			河川名		
府 県	京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県、三重県、奈良県					

●現状の課題

現在の堤防は必ずしも防災構造物としての安全性について十分な信頼性を有しているとはいえない。

このように築かれてきた堤防の高さは、淀川本川の下流部などでは10mにも達しており、その直近にまで多くの家屋が建てられ、資産が集中している。破堤による被害ポテンシャルは現在においても増大し続けており、破堤すれば、人命が失われ、家屋等が破壊され、ライフラインが途絶する等、ダメージを受けることとなる。

●位置図



●河川整備の方針

破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標として、そのための施策を最優先で取り組む。なお、整備に際しては河川環境の保全・再生の観点を踏まえて行う。

河川管理者と住民・住民団体、自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民・住民団体が連携して、自分で守る(情報伝達、避難体制の整備)、みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)、地域で守る(街づくり、地域整備)の各項目について検討・実施する。

水害に強い地域づくり協議会

概要

1. 防災情報は、行政と住民との間の双方向の情報伝達等ができる体制の整備
2. 時間と場所を問わずわかりやすい情報を容易に入手できるよう、情報提供の積極的な展開
3. 防災に関わる行政の連携を密にしておく。

部会(自分だけ)

河川管理者 = 意識の啓発
 情報提供
 住民やマスメディア等への洪水情報提供
 浸水実績表示
 浸水想定表示
 情報伝達体制等の基盤整備

防災部局 = 避難誘導等体制の整備
 避難訓練等

地下街管理者 = 浸水対策施設の推進、避難経路明示
 住民 = 住民一人一人が災害への備えを行う

部会(みんな)

河川管理者 = 水防活動の支援方策等検討
 広域防災施設整備対策
 災害対策用車両の搬入路等の整備
 非常用資機材の備蓄
 防災機関との連携(水防警報・洪水予報)

下水道部局 = 排水機場運用の検討

防災関係機関 = 気象台 = 情報交換
 自衛隊 = 避難支援、救出、水防(被害拡大防止)

水防事務組合 = 水防(被害拡大防止)

警察部局 = 避難支援、道路危険区域進入規制
 消防部局 = 避難支援、救急、救出
 保健部局 = 避難支援、救命、医療・衛生関係
 土木部局 = 避難支援、道路閉鎖、災害復旧

ライフライン関係機関(ガス、水道、電気、鉄道)への情報提供、災害復旧

地下街管理者 = 避難支援(的確な避難誘導)
 住民等(住民・消防団・水防団) = 水防(被害拡大防止)、避難支援等

部会(地域みんな)

河川管理者 = 貯留機能強化(堤内、堤外)

都市計画部局 = 土地利用の規制・誘導
 建築部局 = 建築物耐水化
 流域内保水機能
 ・都市計画との調整(調整池設置指導)

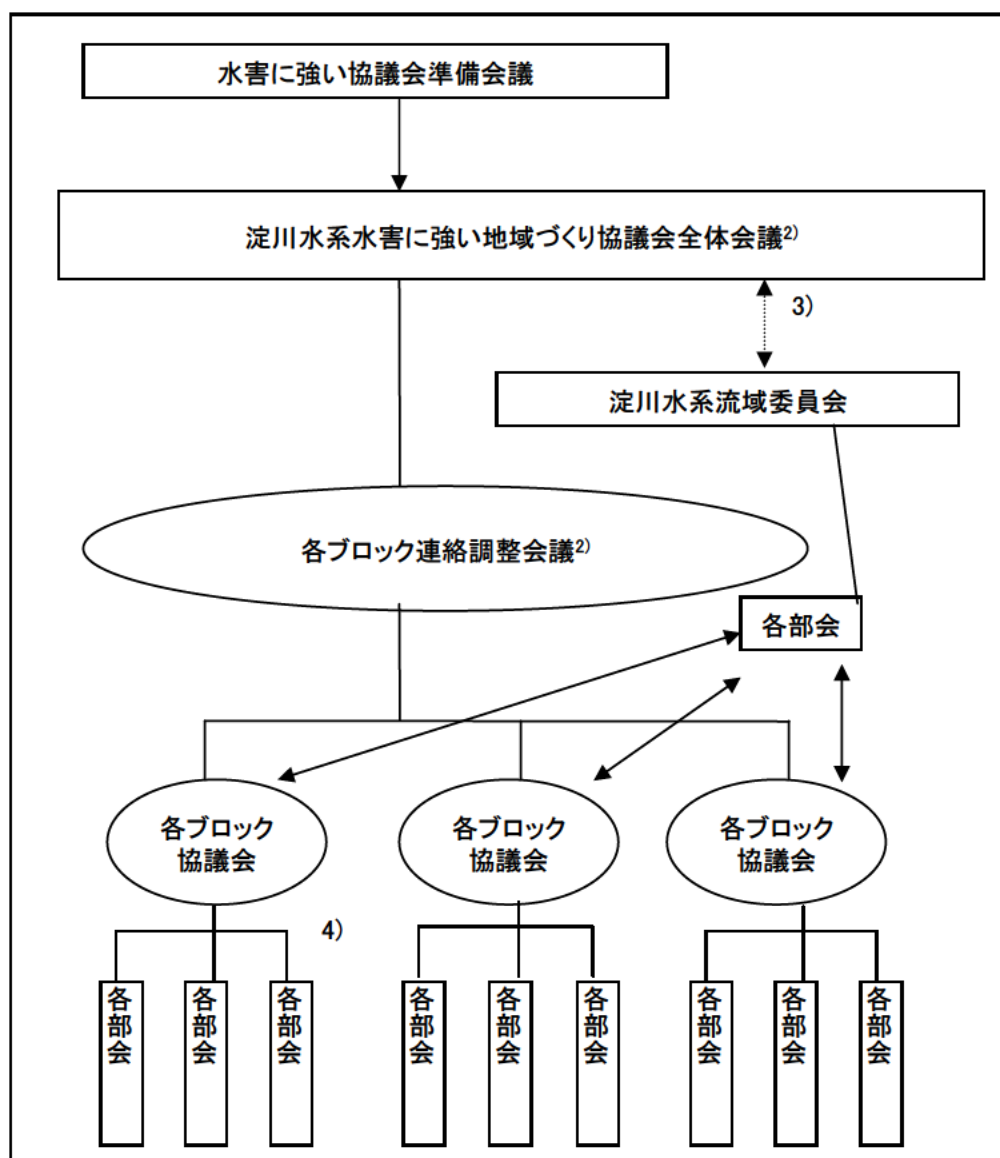
農林部局 = 流域内保水機能、
 ・保水機能保全(森林整備・荒廃地整備)
 休耕田等の貯留機の検討

土木部局 = 流域内保水機能
 ・貯留機能強化

下水道部局 = 調整池確保

水害に強い地域づくり協議会(仮称)
 河川管理者、沿川首長、住民

●概要



1) 協議会を設立するに当たり、構成メンバーや、協議会での検討内容、ブロックごと区分けの妥当性を検討する場として、河川管理者及び地域防災関係者代表からなる準備会を設立する。

2) 準備会で決められた、全体の構成機関、検討内容の概略をもって、各ブロックごとの協議会を設立するため、連絡調整会議を設置して具体的な検討を行う。

3) 流域委員会に検討状況を報告する

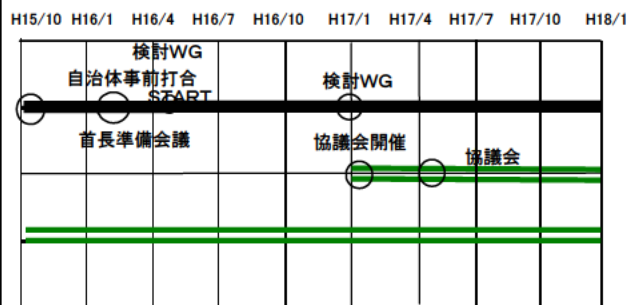
4) 各ブロック別の協議会には自分で守る、みんなで守る、地域で守る各部会に分かれて検討する

水害に強い地域づくり協議会(仮称)

●具体的な整備内容

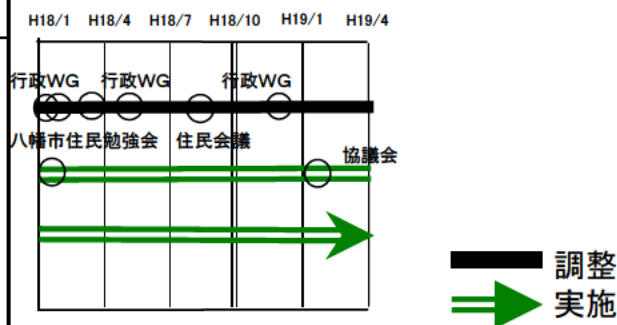
河川管理者と住民・住民団体、自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、関係者が連携して下記の1)から3)の項目について検討・実施する。

●スケジュール



●検討・実施内容

- 1) 自分で守る(情報伝達、避難体制整備)
- 2) みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)
- 3) 地域で守る(街づくり、地域整備)



●委員会等からの意見

早急に「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」準備会議を設置して、協議会の目的・組織・構成員などについて検討し、早期に発足させる必要がある。

事業の実施に際しては、下記事項に配慮することが必要である。

- ・どのような洪水にも対応できるための流域対応を充実させる。
- ・協議会の対象範囲を大臣管理区間以外に積極的に拡大する。
- ・情報公開
- ・既存組織との連携

【淀川部会】

「水害に強い地域づくり協議会」の考え方は、当委員会が意見書においてその設置の必要性とその組織の中味の早期検討を提案したものであるが、河川管理者はこの提案を参考に、16年1月には木津川右岸・宇治川左岸地区(4市4町)において、9月には木津川左岸地区(2市2町)において「首長会議」および「行政WG」をそれぞれ1回ずつ開催し、「地域の現状と課題」や、「協議会設置についての認識」などについて意見交換に取り組みました。このことは、淀川水系流域委員会(以下、委員会と言う)が新たな治水方策について提案したソフト事業から、有効と思われる施策は、河川整備計画の策定を待たずとも出来ることからどんどんやって行く、関連自治体と共同で協議会を設立したことは河川管理者の積極的な姿勢の現れであり、この意欲的なチャレンジは取りあえず評価される。これらの会議での議論や発言を見ると、すでに地先におけるさまざまな課題や問題点が生々しく語られ今後、何をどのようにすべきかと言う具体的な方向性が見えているのではないかと考えられる。

しかし、現段階では、未だ市町村行政との意見交換レベルであり、今後はできるだけ速やかに、住民・住民団体によって構成する「住民会議」を立ち上げ、諸行政機関との連携のしくみを整えることが重要である。

「住民会議」の立ち上げについては、これまでのような行政主導で、既成の水防団・消防団・町内会・自治会などを利用したトップダウン方式ではなく、これら既存のネットワークを視野に置き、活用しつつも、その枠組みにとらわれることなく、「いざと言うときに、まず人命(特に災害弱者)だけを優先的に避難・救助できる実際的かつ機能的な仕組みと、日ごろからの地域の「近所づきあい」とも言うべき近隣関係をベースにした防災のしくみを構築することを念頭に置いて取り組むべきである。

これを実現する方策としては、委員会の提言により河川管理者が流域各地で鋭意実施してきた「ファシリテータを置いた対話集会」の手法とノウハウを十二分に活用すべきである。この「対話集会」の中で、その地域がどのような治水レベルにあるのか、その地域では過去にどのような災害があったのか、などの情報を徹底して公開するとともに、「堤防は切れるものだ」という実感をもたらすための現地見学や映像を含む情報提供、最近の水害被災者の報告と意見交換なども実施し、そのような一連のプロセスの中から(河川レンジャー候補の掘り起こしも意識しつつ)一定の地先で安全確保のリーダーとなれる人材やグループを見出し、あるいは形成する試みを実施することが必要である。

また、「住民会議」は大きな組織で画一的に行うのではなく、小さな単位で、地域の住民が参加しやすく、身近な学習会のような形で積み重ねることにより、一人でも多くの地域住民が関心を持つことができるようにする工夫も必要である。

●委員会等からの意見

【琵琶湖部会】

滋賀県との共同で、協議会が設立したことは、取り敢えず評価できる。ただし、発足後どのようなことが検討されているのかを広く周知するべきである。

「検討内容は、主に地域整備の視点からの被害軽減であり、学識者+行政のみの構成としている」とあるが、住民との連携が不可欠である。

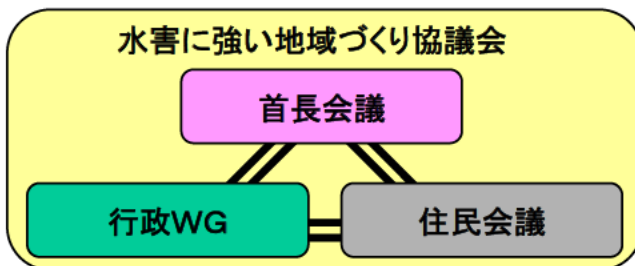
また、最も重要な点は、「河道内対策であらゆる洪水を防ぐことは、全く不可能である」ことを、住民にいかに関心を持って理解して貰うかということにある。2000年の河川審議会部会答申や、「土砂災害防止法」などにおいて、そのことは大きく言明されているにもかかわらず、多くの住民が未だにダムによる洪水防御や堤防の安全性を過信していると思われることには、「河川管理者」がそのことを明白にすることをためらっている点にも大きく関係している。「河川管理者」は今回勇気をもって、洪水対策の実情を住民に説明する義務があるが、このような協議会において、それは最初に行われ、委員はそれを自分のこととして了解したのかどうか。その点も明示されたい。

【猪名川部会】

猪名川においては、すでに「猪名川流域総合治水対策協議会」が存在するが、これに「水害に強い地域づくり協議会」を兼務させるとの河川管理者の判断は、流域対応の緊急性から妥当である。ただし「猪名川流域治水対策協議会」は、現状では従来の河川整備の域を出ていないので、流域住民の理解と協力、協働・連携のもとに活動を推進するとともに、新たな河川整備としては、土地利用の規制・誘導、建築物耐水化、流域内保水機能、貯留機能の強化などを積極的に進めるべきであり、今後の進捗に期待する。

●進捗状況報告

【構成】



・木津川左岸地区

八幡市、京田辺市、
木津町、精華町
京都府
淀川河川事務所

・桂川地区

京都市、向日市、
長岡京市、大山崎町
京都府
淀川河川事務所

・木津川右岸・宇治川左岸地区

京都市、宇治市、城陽市、八幡市、
久御山町、井手町、山城町、加茂町
京都府
淀川河川事務所

淀川河川事務所管内において特に氾濫の危険性が高い所として上流の木津川右岸・宇治川左岸、木津川左岸、桂川の3地区において首長会議と行政ワーキングを立ち上げ、実施してきた。平成17年度は災害時における行政対応について現地視察を含め意見交換会を行い、また防災意識の高い八幡市、井手町においては住民勉強会を実施した。

現在までの協議会は、主に自助・共助の重要性及び住民意識の向上について議論を行っており、徐々にではあるが自治体の意識も向上してきている。今後は住民意識の向上に向け、自治体が主体となった住民勉強会を実施していくよう働きかけていく。



木津川右岸宇治川左岸首長会議



八幡市住民勉強会 (平成18年1月22日)



井手町住民勉強会 (平成18年2月25日)



八幡市住民勉強会 (平成18年3月12日)

水害に強い地域づくり協議会

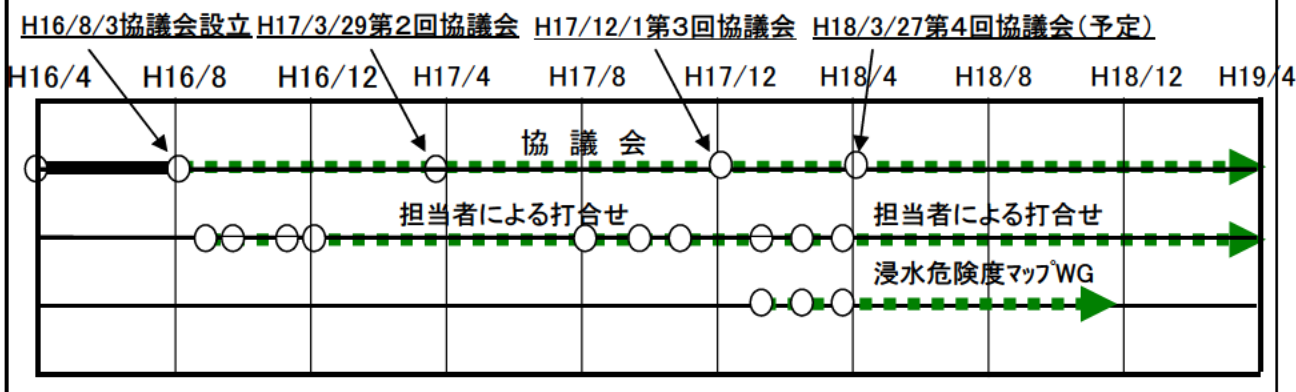
●具体的な整備内容

河川管理者と住民・住民団体、自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会」を設置し、関係者が連携して下記の1)から3)の項目について検討・実施する。

●検討・実施内容

- 1) 自分で守る(情報伝達、避難体制整備)
- 2) みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)
- 3) 地域で守る(街づくり、地域整備)

●スケジュール



●委員会等からの意見

滋賀県との共同で、協議会が設立したことは、取り敢えず評価できる。ただし、発足後どのようなことが検討されているのかを広く周知するべきである。

「検討内容は、主に地域整備の視点からの被害軽減であり、学識者＋行政のみの構成としている」とあるが、住民との連携が不可欠である。

また、最も重要な点は、「河道内対策であらゆる洪水を防ぐことは、全く不可能である」ことを、住民にいかに理解して貰うかということにある。2000年の河川審議会部会答申や、「土砂災害防止法」などにおいて、そのことは大きく言明されているにもかかわらず、多くの住民が未だにダムによる洪水防御や堤防の安全性を過信していることには、「河川管理者」がそのことを明白にすることをためらっている点にも大きく関係している。「河川管理者」は今回勇気をもって、洪水対策の実情を住民に説明する義務があるが、このような協議会において、それは最初に行われ、委員はそれを自分のこととして了解したのかどうか。その点も明示されたい。

【琵琶湖部会】

●進捗状況

琵琶湖河川事務所と滋賀県が共同で設立した「琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会」(大津市・草津市・栗東市・守山市・野洲市を対象)において、実務担当者が、防災・農政・都市計画・土木の面から「行動計画書」をとりまとめ、第2回協議会(05.03.29)に提案した。

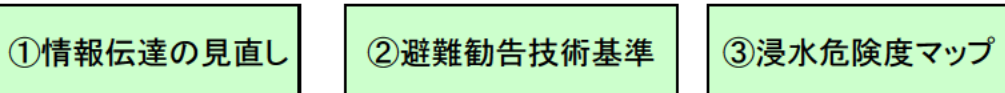
現在、「行動計画書」に沿って、「早急に実施すべき施策」として、下記の3つについて、国・県・市が連携し、協議会・担当者会議・WGにおいて検討を行っている。

第4回協議会をH18.3月に開催予定。

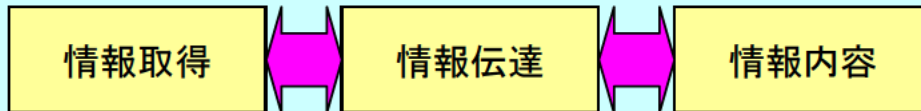
水害に強い地域づくり協議会HP：<http://www.biwakokasen.go.jp/others/stncccl/index.html>

・早急に実施すべき施策

①情報伝達の見直し



情報伝達の見直しのポイント



情報取得…行政が情報を取得出来ているか

情報伝達…住民に確実に情報が伝わっているか

情報内容…情報が誰でも理解出来るようになっているか

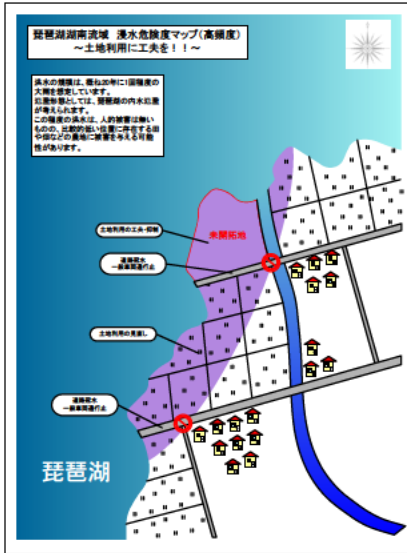
②避難勧告技術基準

避難勧告技術基準については、各市がそれぞれ避難勧告・避難指示等について適切に発令することができるように、発令基準を設定できるような内容について検討している。

③浸水危険度マップ作成

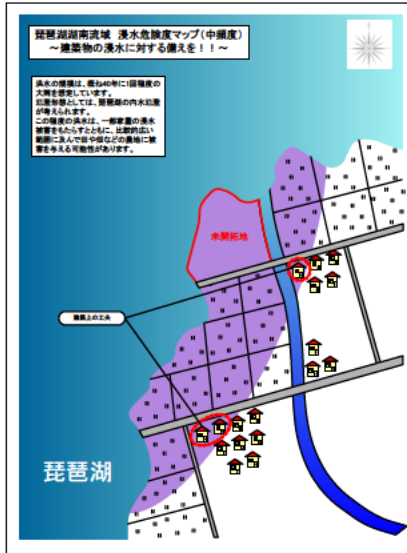
浸水危険度マップは、浸水の状況を頻度毎に区別して示した図で、洪水ハザードマップの役割のみでなく、琵琶湖の水位上昇により高頻度に起こる低地の水害に対するリスクも把握し、今後の地域のあり方を検討していく。まず高頻度・中頻度のマップの作成について、草津市をモデル市としてWGを設置し、検討を行っている。

【浸水危険度マップ作成イメージ】



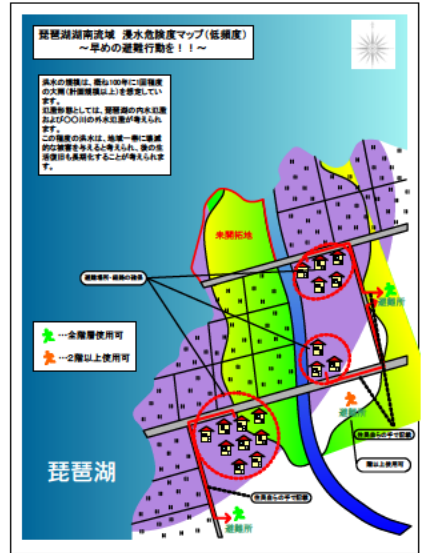
高頻度
対応策

- ・土地利用を工夫し、場合によっては抑制する(構造的)に
既に農地として利用している土地→土地利用の見直し
未開拓地で浸水が予想される区域→土地利用の工夫・抑制
- ・浸水範囲を把握する(道路状況、交通遮断状況等)
道路浸水が予想される区域は一般車両の通行止めなど、交通規制をする



中頻度
対応策

- ・土地利用を工夫し、場合によっては抑制する
既に農地として利用している土地→土地利用の見直し
未開拓地で浸水が予想される区域→土地利用の工夫・抑制
- ・浸水範囲を把握する(道路状況、交通遮断状況等)
道路浸水が予想される区域は一般車両の通行止めなど、交通規制をする
- ・避難場所・避難経路を確保する
浸水が予想される区域に居住の方は、事前に避難場所・経路を把握しておく
- ・建築物の工夫(地盤算上・ピロティ)
浸水が予想される区域に居住の方は、浸水に強い建築構造にする(右図参照)



低頻度(=ハザードマップ)
対応策

- ・避難場所・避難経路を確保する
浸水が予想される区域に居住の方は、事前に避難場所・経路を把握しておく
- ・長期避難対策
琵琶湖の氾濫による浸水日数は数週間オーダーで長期化する可能性が高いので、避難施設の各備蓄の充実化、2次避難の検討などの事前対応を行う
- ・市町村間連携
浸水範囲が全域に及ぶ場合、市内の避難所のみでは対応できない可能性がある。緊急時の市町村間の連携について、事前に協議しておく必要がある

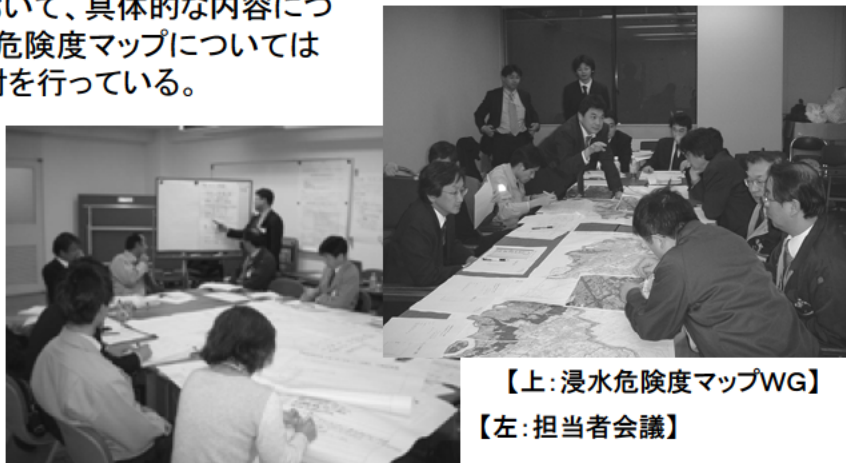
○今後の見通し

次年度以降も引き続き①情報伝達の見直し②避難勧告技術基準③浸水危険度マップ(低頻度)を作成する。

なお、協議会は公開としており、浸水危険度マップ(低頻度版)については住民のご意見をいただき作成する。

●進捗状況(写真)

担当者会議において、具体的な内容について検討。浸水危険度マップについてはWGを設置し検討を行っている。



【上: 浸水危険度マップWG】

【左: 担当者会議】

水害に強い地域づくり協議会(仮称)

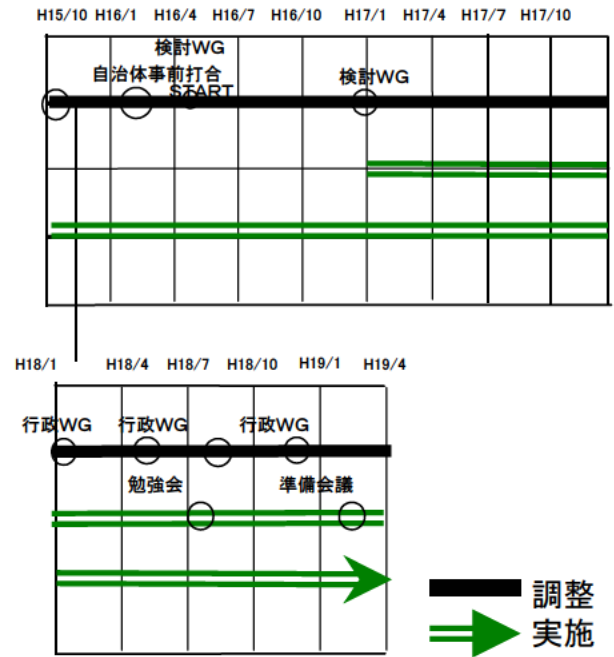
●具体的な整備内容

河川管理者と住民・住民団体、自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、関係者が連携して下記の1)から3)の項目について検討・実施する。

●検討・実施内容

- 1) 自分で守る(情報伝達、避難体制整備)
- 2) みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)
- 3) 地域で守る(街づくり、地域整備)

●スケジュール

●委員会等からの意見
特になし

●進捗状況報告

木津川上流河川事務所管内において、特に人口・資産が集中する伊賀市、名張市において行政担当者レベルでの意見交換会を実施してきた。平成17年度は災害時における行政対応について会議を行った。現在までの会議では、自助・共助の重要性及び住民意識の向上について議論を行ってきており、徐々にではあるが自治体の意識も向上してきている。今後は住民意識の向上に向け、自治体が主体となった会議を実施できるよう働きかける。

・第1回勉強会(H16. 3. 24)

三重県伊賀県民局、上野市、名張市、水機構、国交省(木津上)

- ・協議会発足の主旨説明
- ・協議会組織の提案
- ・活動内容の提案(情報提供等ソフト対策検討、保水機能検討等)

・第2回勉強会(H16. 4. 21)

三重県伊賀県民局、上野市、名張市、水機構、国交省(木津上)

- ・協議会設立主旨の再確認
- ・活動内容検討、意見交換

・意見交換会(H16. 12. 8)

伊賀市、名張市、水機構、国交省(木津上)

- ・協議会設立主旨の再確認(市町村合併のため)
- ・活動内容の検討、意見交換

・準備会(H17. 10. 7)

笠置町、南山城村、三重県伊賀県民局、伊賀市、名張市、奈良県、奈良市、山添村、室生村、榛原町、水機構、国交省(木津上)

- ・協議会設置に向け再確認
- ・メンバー構成の再確認

水害に強い地域づくり協議会(仮称)

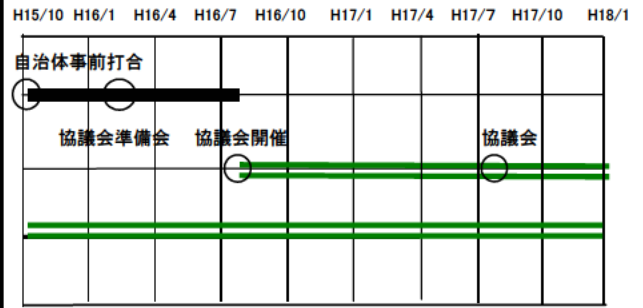
●具体的な整備内容

河川管理者と住民・住民団体、自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、関係者が連携して下記の1)から3)の項目について検討・実施する。

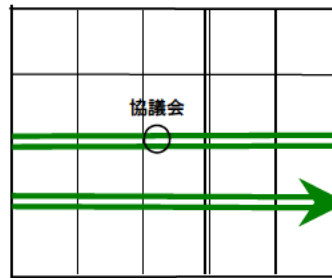
●検討・実施内容

- 1) 自分で守る(情報伝達、避難体制整備)
- 2) みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)
- 3) 地域で守る(街づくり、地域整備)

●スケジュール



H18/1 H18/4 H18/7 H18/10 H19/1 H19/4



調整
実施

●委員会等からの意見

早急に「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」準備会議を設置して、協議会の目的・組織・構成員などについて検討し、早期に発足させる必要がある。

事業の実施に際しては、下記事項に配慮することが必要である。

- ・どのような洪水にも対応できるための流域対応を充実させる。
- ・協議会の対象範囲を大臣管理区間以外に積極的に拡大する。
- ・情報公開
- ・既存組織との連携

【猪名川部会】

猪名川においては、すでに「猪名川流域総合治水対策協議会」が存在するが、これに「水害に強い地域づくり協議会」を兼務させるとの河川管理者の判断は、流域対応の緊急性から妥当である。ただし「猪名川流域治水対策協議会」は、現状では従来の河川整備の域を出ていないので、流域住民の理解と協力、協働・連携のもとに活動を推進するとともに、新たな河川整備としては、土地利用の規制・誘導、建築物耐水化、流域内保水機能、貯留機能の強化などを積極的に進めるべきであり、今後の進捗に期待する。

●進捗状況報告

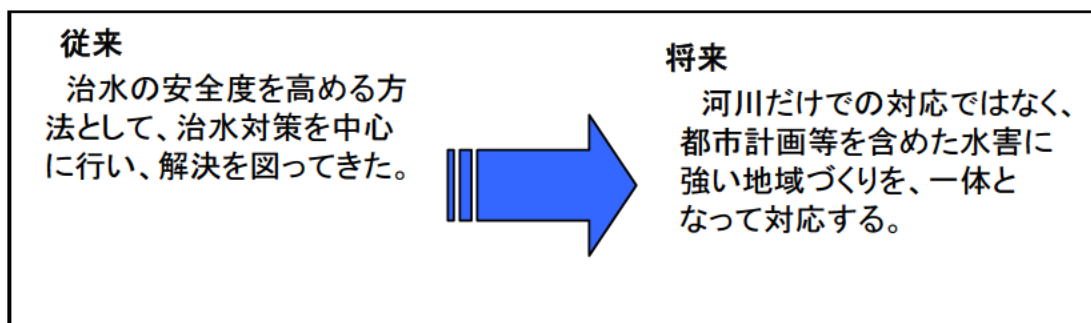
水害に強い地域づくり協議会の下部組織として情報伝達や避難体制の構築に係る専門部会を設立。専門部会を3回、ワーキングを4回開催し、具体的に整備する対策を立案した。

自分で守る(情報伝達、避難体制整備)

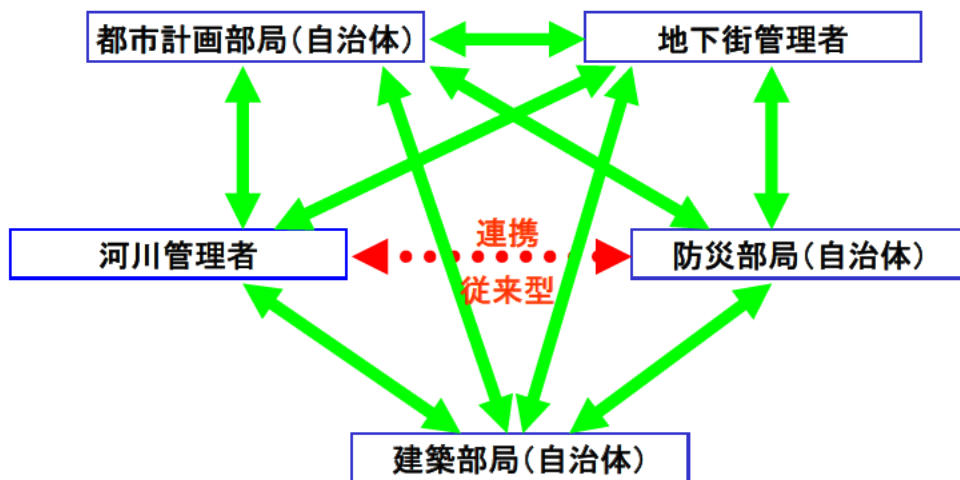
●概要

日頃から、住民は洪水に対する危機意識を持ち、河川管理者は、どのような情報をいかにして提供し、知ってもらうかについて考えていけば、洪水の被害が少なくなる。

そこで、地域づくり協議会に部会を設置し、住民にわかりやすい情報伝達や避難体制の整備に心がけることとする。



【協議会部会メンバー構成・連携イメージ】



●概要

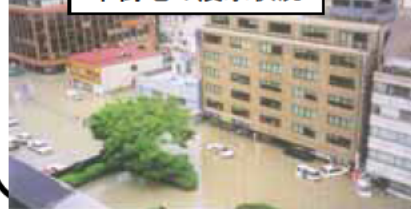
①意識の啓発

いつ起こるか分からない洪水・高潮の危険性を認識し、住民説明会の開催やマスメディアとの連携により住民に分かりやすく周知するとともに、過去の災害の状況を体験者の生の体験談を広く伝えること等により防災に対する意識の啓発を図る。

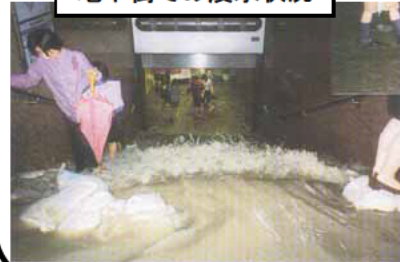


住民への説明の様子(出前講座の風景)

市街地の浸水状況



地下街での浸水状況



②情報提供

河川の出水状況・危険性を関係自治体・沿川住民等への情報提供を目的とした、河川情報表示板を沿川に継続して設置していく。

●情報提供のイメージ

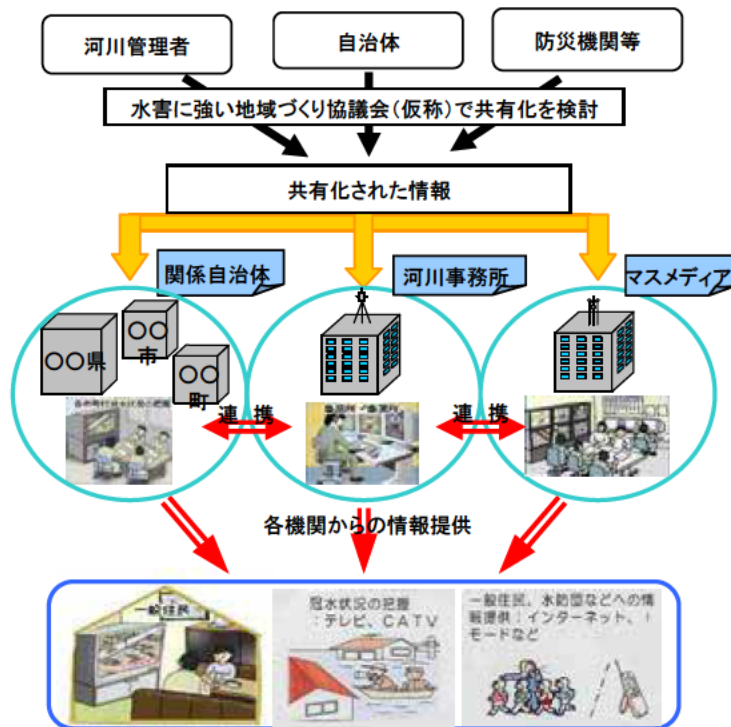
・日頃から情報を提供していれば、災害時にすぐに災害に対応できる。

情報表示板を活用してさまざまな情報を住民に提供する。



●概要

③住民やマスメディア等への洪水情報提供



水害に強い地域づくり協議会(仮称)により、各組織の情報を共有化することができる。

分かりやすい河川情報を提供するために、マスメディアとの連携やインターネット、携帯電話を活用した情報提供体制を確保している。



【洪水画像情報提供】
KBS京都放送への提供



地下空間では、特に迅速かつ確実に情報を伝達することが必要である。

地下空間における洪水予報などの伝達体制の整備を行う。

地下空間の管理者への情報伝達体制の整備を行う。

地下空間の被災状況



みちまちスクエアでの情報提供



平成11年6月29日 梅雨前線豪雨：福岡県

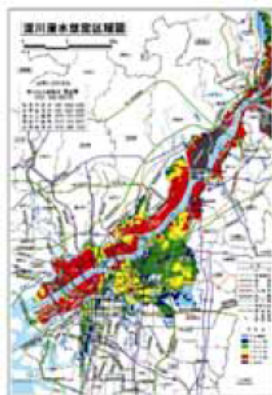
●概要

④浸水実績表示

浸水実績のある区域において、洪水の危険性を知らせるため、近年に発生した洪水のうちで、浸水実績水位及び発生原因について、看板等によりわかりやすく表示する。

⑤浸水想定表示

現在公表している「浸水想定区域図」をもとに、浸水想定区域や浸水深を表示した看板等によりわかりやすく表示するとともに、浸水想定区域に対する予測精度の向上を図る。



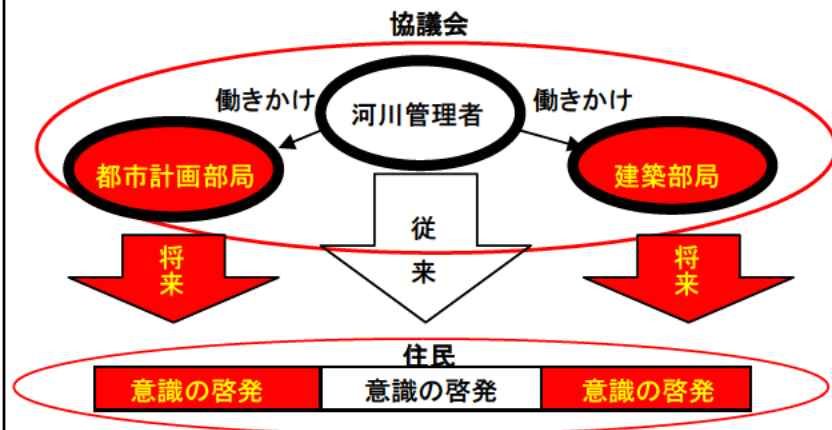
浸水実績表示



浸水想定表示(大阪駅前)



浸水が想定される水位



協議会として取り組むイメージ図

これにより

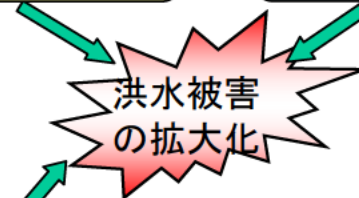
- ①協議会メンバーは、河川管理者からの働きかけにより洪水の危険性を正しく認識できるので、河川管理者と一体となって洪水の危険性を多角的な視点から住民に啓発できるようになる。
- ②協議会メンバー、特に都市計画部局においては、浸水被害の可能性のある場所が提示されることで開発しようとする意思が抑制される効果が期待できる。その結果乱開発がなくなる。

⑥避難誘導體制の整備

・河川管理者が情報提供し、住民、関係機関、施設管理者が連携することにより、効果的な避難誘導が可能となる。

避難勧告・指示に係る発令基準の周知徹底が不足

ハザードマップ等の作成・周知の不足



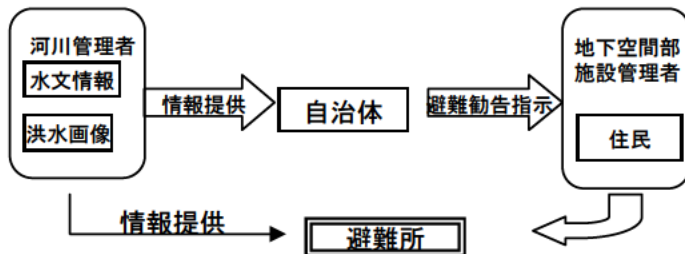
地下空間部における避難経路の不明示、避難誘導施設の未整備

河川管理者が、避難誘導を行うことができないため、自治体・施設管理者等と連携して被害の拡大防止を行う必要がある。

ハザードマップの作成・周知について関係自治体を支援する。



●避難誘導體制



●概要

⑦避難訓練等

災害時に円滑な活動を実施するため、府県・市町村・河川管理者、及び住民との共同の水防演習・洪水対応演習・地震防災訓練や水防連絡会開催による日常からの連絡・連携の強化と併せて、マスメディアとの情報伝達の連携を図る。



【水防活動訓練（河川管理者・防災関係者（水防団等）） ・ 住民の避難誘導経路の策定 ・ 住民の避難誘導訓練の実施】

⑧情報伝達等の基盤整備

光ファイバーネットワークによる情報の共有化

共有化した情報を利用することにより、機能的な対応が迅速に行うことができるようになる。



淀川沿川では光ファイバー網の整備が進められており、府県及び市町村やマスメディアと相互接続することにより、各機関において迅速で正確な情報の収集や、情報の共有化が可能となる。

淀川管内における光ファイバ敷設状況

- 既設
- 計画
- 事務所・出張所等



H18.1 現在

自分で守る(情報伝達、避難体制整備)

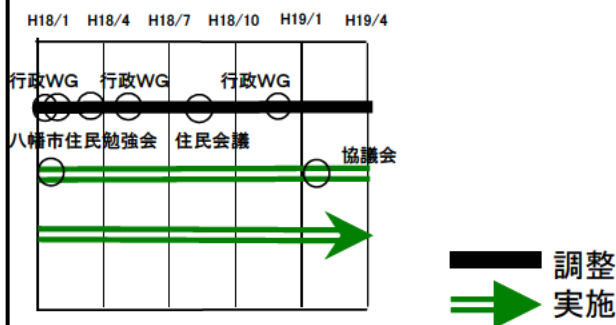
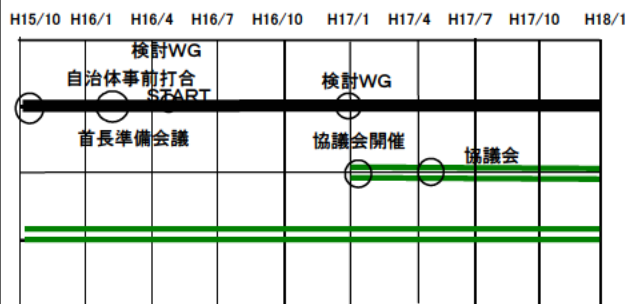
●具体的な整備内容

住民一人一人が災害への備えを行う。そのためは、日頃より防災意識を高め、いざという時に的確な行動がとれるよう、意識の啓発を行う。住民、自治体、関係機関への河川情報の提供システムの強化を図る。下記の項目について検討・実施する。

●検討・実施内容

- ①意識の啓発
- ②情報提供
- ③住民やマスメディア等への洪水情報提供及び収集
- ④浸水実績表示
- ⑤浸水想定表示
- ⑥避難誘導等体制の整備
- ⑦避難訓練等
- ⑧情報伝達体制等の基盤整備

●スケジュール



調整
実施

●委員会等からの意見

【琵琶湖部会】

「基礎案に係る具体的な整備内容シート」において、「浸水想定区域からの住宅移転」をも含め、「市街化抑制」が謳われていることは、先の「意見書」においても高く評価したところである。したがって、県、市町村等との連携の内容なども含めてその検討の結果などをも、充分詳細に明らかにすべきである。

【猪名川部会】

①意識の啓発 ②情報提供 ③住民やマスメディア等への洪水情報提供および収集の項目において、意見書を反映し積極的な取り組みの姿勢が見られ、評価する。とくに「河川情報や浸水情報を住民やマスメディアから収集する」として、住民との連携、情報の共有へ踏み込んだ点については、今後の実践へ期待する。

●進捗状況報告

①意識の啓発

- ・住民説明会等については水害に強い地域づくり協議会の中で各自治体主体で実施するよう働きかけており、一部で実施した。今後さらに拡大して実施していく必要がある。
- ・ハザードマップの作成、周知については今後も積極的に支援していく。特に周知については、配布した自治体においても進んでおらず、住民説明会等を実施する必要がある。
- ・平成17年10月に浸水想定区域の住民を対象に水害に対する意識調査を実施した。今後は、この調査結果を初期値として取り組みの成果の指標としていく。

②情報提供

- ・宇治市、久御山町と情報共有協定を締結済み
- ・H17年度、京都府、大阪府、八幡市、城陽市、山城町、井手町、枚方市と情報共有協定を締結予定
- ・携帯電話を活用した淀川水系に特化した河川情報の提供を実施中



自治体向け情報表示端末

③住民やマスメディア等への洪水情報提供及び収集

- ・NHK、KBS京都、京阪CATV、京都大学防災研究所、大阪工業大学と情報提供協定を締結済み
- ・宇治市、久御山町、京都府に設置済み
- ・H17年度、八幡市、城陽市、山城町が設置予定
- ・各自治体と調整をしながら実施予定



住民向け情報表示端末

④浸水実績表示

- ・継続実施中

⑤浸水想定表示

- ・浸水想定区域表示看板を設置

⑥避難誘導體制の整備

- ・水害に強い地域づくり協議会(仮称)において検討していく。

⑦避難訓練等

- ・水害に強い地域づくり協議会(仮称)において検討していく。



浸水想定表示

⑧情報伝達体制等の基盤整備

- ・枚方市、井手町、宇治市、久御山町、淀川右岸水防事務組合、KBS京都、京阪CATVへの光ファイバ布設済み(淀川左岸水防事務組合は無線回線による整備)。
- ・H17年度、京都府、京都市、大阪府、大阪市、八幡市、城陽市、山城町と接続予定
- ・引き続き各自治体等と調整をしながら実施予定

自分で守る(情報伝達、避難体制整備)

具体的な整備内容

住民一人一人が災害への備えを行う。そのため、日頃より防災意識を高め、いざという時に的確な行動がとれるよう、意識の啓発を行う。
住民、自治体、関係機関への河川情報の提供システムの強化を図る。
下記の項目について検討・実施する。

検討・実施内容

意識の啓発
情報提供
住民やマスメディア等への洪水情報提供及び収集
浸水実績表示
浸水想定表示
避難誘導等体制の整備
避難訓練等
情報伝達体制等の基盤整備
災害情報普及支援室の設置

委員会等からの意見

「基礎案に係る具体的な整備内容シート」において、「浸水想定区域からの住宅移転」をも含め、「市街化抑制」が謳われていることは、先の「意見書」においても高く評価したところである。したがって、県、市町村等との連携の内容なども含めてその検討の結果などをも、充分詳細に明らかにすべきである。

進捗状況

意識の啓発(治水-4 参照)

- ・浸水危険度マップ作成
- ・琵琶湖浸水想定区域内 看板設置
- 住民やマスメディアなどへの洪水情報提供および収集(治水-3参照)
- ・瀬田川洗堰下流域で特別警戒水位設定
- 浸水想定表示(治水-17参照)

琵琶湖浸水想定区域図公表(平成17年6月10日 公表)

情報伝達等の基盤整備

自治体・放送局等への画像等の配信のため基盤整備実施。

災害情報普及支援室の設置

琵琶湖河川事務所災害情報普及支援室を設置し、「水害に強い地域づくり協議会」等を通してハザードマップづくりの協力をを行う。

今後の見通し等

意識の啓発(治水-4 参照)

- ・浸水危険度マップ作成
- ・琵琶湖浸水想定区域内 看板設置
- 住民やマスメディアなどへの洪水情報提供および収集(治水-3参照)
- ・瀬田川洪水予報指定河川への位置づけ予定
- ・草津川特別警戒水位設定予定

情報伝達等の基盤整備

自治体・放送局等への画像等の配信に向けて調整を進める。

災害情報普及支援室の設置

草津市のハザードマップ(平成18年度末に公表予定)作成支援(平成18年度)

⑧情報伝達体制等の基盤整備 進捗状況図

・瀬田川、野洲川において自治体、放送局等への画像配信のための基盤整備



自分で守る(情報伝達、避難体制整備)

具体的な整備内容

住民一人一人が災害への備えを行う。そのため、日頃より防災意識を高め、いざという時に的確な行動がとれるよう、意識の啓発を行う。住民、自治体、関係機関への河川情報の提供システムの強化を図る。下記の項目について検討・実施する。

検討・実施内容

意識の啓発
 情報提供
 住民やマスメディア等への洪水情報提供及び収集
 浸水実績表示
 浸水想定表示
 避難誘導等体制の整備
 避難訓練等
 情報伝達体制等の基盤整備
 災害情報普及支援室の設置

委員会等からの意見

進捗状況

意識の啓発

- ・水害に強い地域づくり協議会(仮称)準備会の開催

情報提供

- ・防災サイトの構築。(平成17年度内)
- ・ウェブサイトの改良。(平成17年度内)
- ・ウェブサイトにおける重要水防箇所の情報提供。(暫定公開中)

住民やマスメディアなどへの洪水情報提供および収集

- ・地元ケーブルテレビ局とCCTV映像交換について協議中。

情報伝達等の基盤整備

- ・直轄光ケーブル網を拡張
- 災害情報普及支援室の設置

ハザードマップ作成や周知について必要な資料の提供

今後の見通し等

意識の啓発

- ・住民説明会等については、水害に強い地域づくり協議会(仮)において各自治体主体で実施し、その中で国が説明する機会を設けられるよう働きかける。

情報提供

- ・携帯電話での一般向け雨量・水位・ダム放流情報メール配信サービスの検討。
- 住民やマスメディアなどへの洪水情報提供および収集
- ・地元ケーブルテレビ局とのCCTV映像交換を検討。(名張市、伊賀市とも連携予定)

情報伝達等の基盤整備

- ・直轄光ケーブル網の拡張に加え、地元ケーブルテレビのインフラを利用して相互の連携を図る。

災害情報普及支援室の設置

流域市町村のハザードマップ作成支援

⑧情報伝達体制等の基盤整備 進捗状況図
 ・木津川上流域における情報伝達等の基盤整備



木津川上流光ファイバー布設計画

自分で守る(情報伝達、避難体制整備)

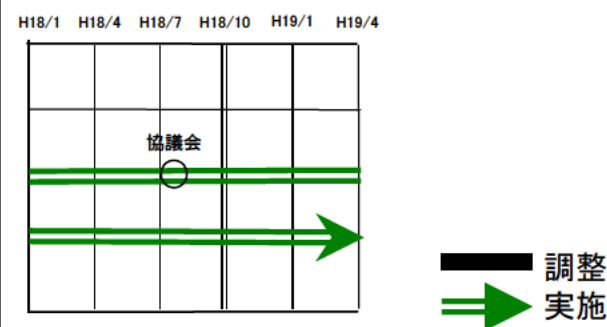
●具体的な整備内容

住民一人一人が災害への備えを行う。そのためは、日頃より防災意識を高め、いざという時に的確な行動がとれるよう、意識の啓発を行う。住民、自治体、関係機関への河川情報の提供システムの強化を図る。下記の項目について検討・実施する。

●検討・実施内容

- ①意識の啓発
- ②情報提供
- ③住民やマスメディア等への洪水情報提供及び収集
- ④浸水実績表示
- ⑤浸水想定表示
- ⑥避難誘導等体制の整備
- ⑦避難訓練等
- ⑧情報伝達体制等の基盤整備

●スケジュール



●委員会等からの意見

【猪名川部会】

①意識の啓発 ②情報提供 ③住民やマスメディア等への洪水情報提供および収集の項目において、意見書を反映し積極的な取り組みの姿勢が見られ、評価する。とくに「河川情報や浸水情報を住民やマスメディアから収集する」として、住民との連携、情報の共有へ踏み込んだ点については、今後の実践へ期待する。

●進捗状況報告

- ①意識の啓発
 - ・出前講座を継続実施。
- ②情報提供
 - ・軍行橋直上流に河川情報表示板を設置済み
- ③住民やマスメディア等への洪水情報提供及び収集
 - ・ケーブルTVへの情報配信開始
 - ・携帯電話(メール配信等)による情報提供開始
- ④浸水実績表示
 - ・昭和59年に41カ所設置済み
- ⑤浸水想定表示
 - ・浸水想定に関する情報は公表済み
 - ・表示板の設置について自治体と調整中
- ⑥避難誘導体制の整備
 - ・ハザードマップ作成の支援
 - ・危険水位の見直し済み
- ⑦避難訓練等
 - ・関係機関共同による洪水対応演習の実施
 - ・自治体主催訓練への参加
- ⑧情報伝達体制等の基盤整備
 - ・光ケーブル敷設中

みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)

●概要

①水防団との連絡会において、課題を踏まえた支援の方策等について検討する。

②地域の住民が自発的に、水防活動、救出・救護、集団避難、給水・給食、避難訓練、住民の所在確認などの防災活動を行う、自主防災組織の活性化を支援する。



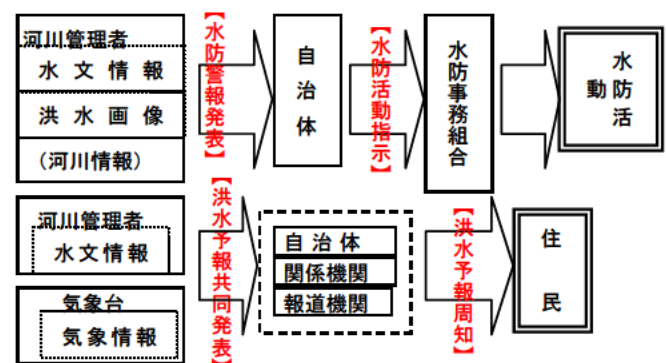
③防災機関との連携

【水防警報】

・堤防などに洪水により被害をおよぼすおそれがある場合、河川管理者より水防管理者にその危険性を通知(水防警報発表)し、水防管理者は水防事務組合等に水防活動を指示する。

【洪水予報】

・河川で洪水により一般に被害をおよぼすおそれがある場合、河川管理者と気象台が共同で河川水位状況及び雨量状況について洪水予報を自治体や放送メディアを通じて住民へ周知する。

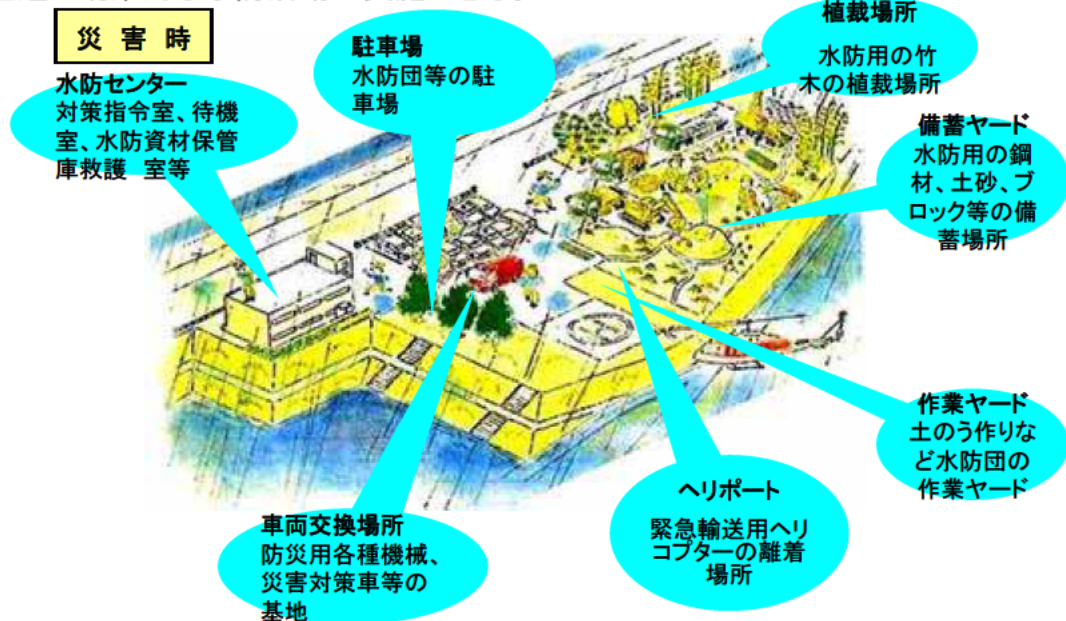


・淀川の洪水予報区域は7つに分かれており、各区域には水位基準点が設けられている。気象予報をもとに、豪雨時の水位や氾濫の危険性を地域住民に洪水予報として周知する。洪水予報には水位基準点の水位が警戒水位を突破する恐れがある時に発表される「洪水注意報」、溢水・氾濫などにより国民経済上重大な損害の恐れがある時に発表される「洪水警報」、補足情報の提供を行う「洪水情報」の3種類ある。



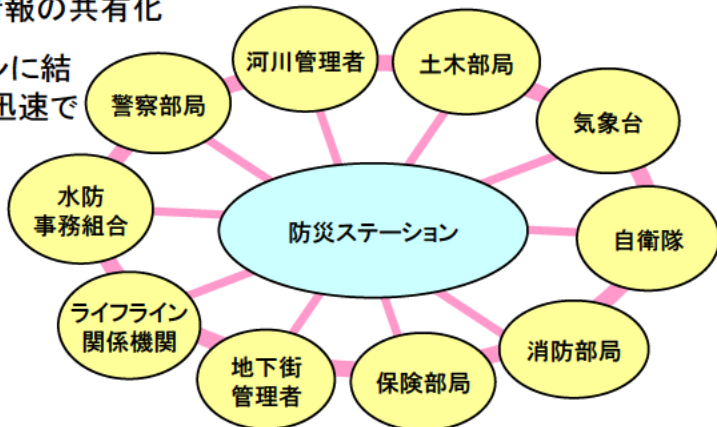
④広域防災施設整備対策

・防災ステーションを、洪水時における沿川市町村等の水防活動の拠点や、一時的な避難所として活用できるよう検討する。資材の備蓄、情報集積・発信の基地としての利用、情報集積により、迅速で効果的な水防活動が実施できる。



●災害時の防災ステーションを核とした情報の共有化

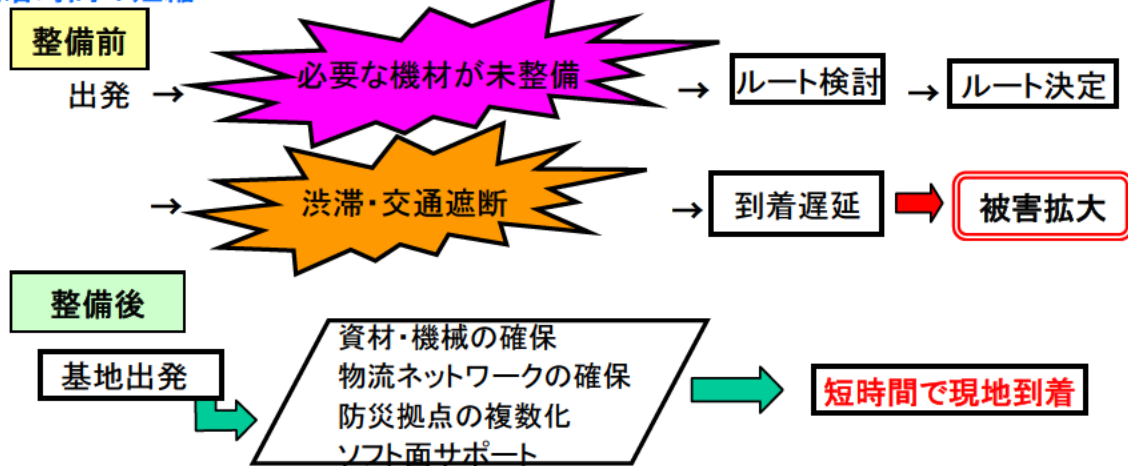
災害時に、様々な組織が防災ステーションに結集することにより、情報を一元管理でき、迅速で機能的な活動を行うことが可能となる。



⑤災害対策用車両の搬入路等の整備

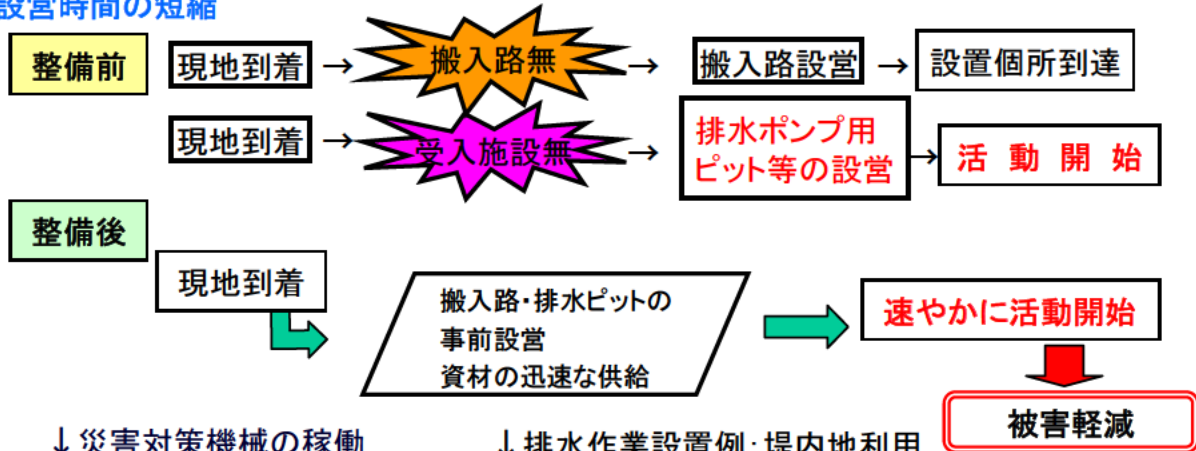
災害発生時に災害対策車両や機械が迅速に現場に到着し活動できるように、搬入路を設置したり拡幅などを行うとともに、復旧活動に必要な土砂やブロック等の復旧活動資材や水防資材、救援物資等を備蓄することによって、より迅速な活動や対応を行うことができ、被害の軽減を図ることができる。

○到着時間の短縮



●概要

○設営時間の短縮



↓災害対策機械の稼働



↓排水作業設置例:堤内地利用



⑥非常用資器材の備蓄

洪水時における円滑で効果的な水防活動や災害時の緊急復旧活動等を実施、支援するため、非常用式材の備蓄をする必要がある。



↑水防倉庫



↑水防倉庫内の備蓄器材



緊急復旧活動等を行う資材の備蓄をするため、桜づつみモデル事業が行われている。(非常用として桜の木も水防工法用として使用することもある。)

⑦排水機場運用(大島排水機場・針ノ木排水機場)

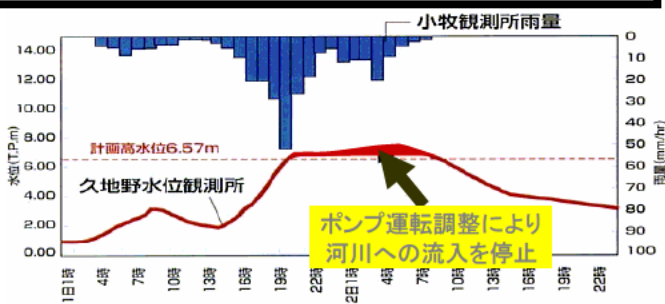
○運転調整

出水時における内水を排除するポンプ場については、現在の整備水準を超える豪雨に見舞われた場合等に、強制排水を継続すると、管理河川堤防の決壊による甚大な被害が生じる可能性がある。

このため洪水による被害を防止するための措置をとる必要があり、このような危険な状態では、排水機場の運転調整(本川の出水状況による運転停止)を図る必要がある。

●排水ポンプ場運転調整の効果
(平成12年庄内川出水での実績)

洪水時の排水機場からの排水については、運転停止も含めた運転体制を検討する。



みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)

●具体的な整備内容

水防団との連携を一層強化するとともに、水防団員の高齢化等の課題を踏まえた支援方を検討する。

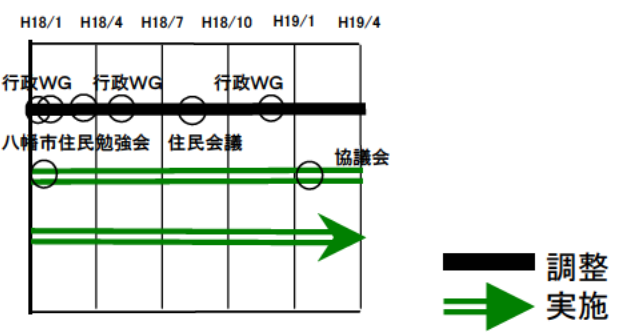
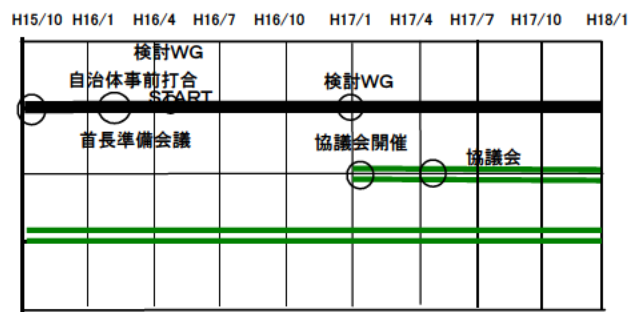
洪水時には、円滑且つ効果的な水防活動ができるように水防活動の拠点、現地に即した搬入路整備や備蓄材の確保を図るとともに、迅速な水防活動や施設操作を行うための河川情報の共有化やシステムの構築を図る。

内水排水ポンプ場の運転については、下流に流量増をもたらすことから、あらかじめ施設管理者を含め、運転調整を図る。

●検討・実施内容

- ①水防団の支援方策
- ②自主防災組織の活性化
- ③防災機関との連携
- ④広域防災施設整備対策
- ⑤災害対策用車両の搬入路等の整備
- ⑥非常用資機材の備蓄
- ⑦排水機場運用(大島排水機場・針ノ木排水機場)

●スケジュール



●委員会等からの意見

<事業進捗報告への意見>

【琵琶湖部会】

「基礎案に係る具体的な整備内容シート」において、「浸水想定区域からの住宅移転」をも含め、「市街化抑制」が謳われていることは、先の「意見書」においても高く評価したところである。したがって、県、市町村等との連携の内容なども含めてその検討の結果などをも、充分詳細に明らかにすべきである。

【猪名川部会】

②防災機関との連携

意見書を反映し、地域住民の自主防災活動への支援、連携に踏み込んだ点を評価し、今後の取り組みに期待する。また、来るべき超高齢化社会に向け、自治体、福祉事業者、医療関係者などとも情報の共有、連携を進めるべきである。

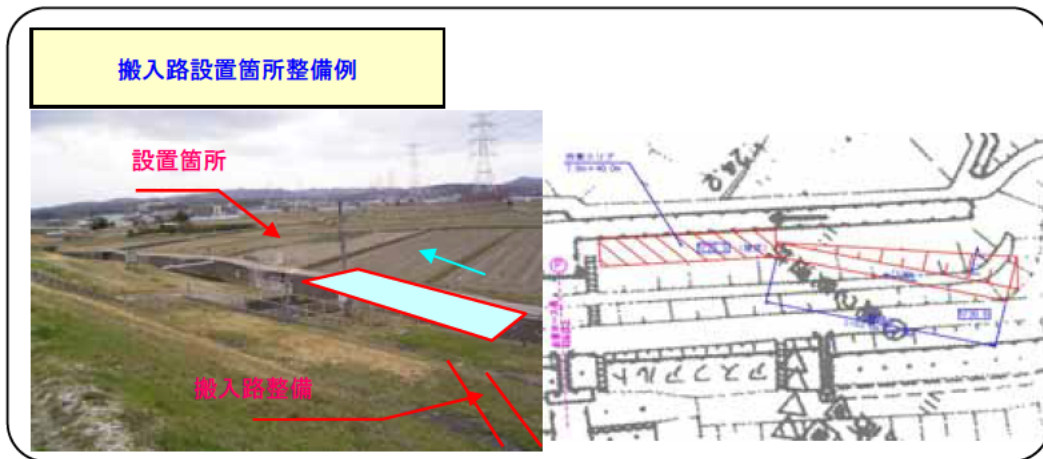
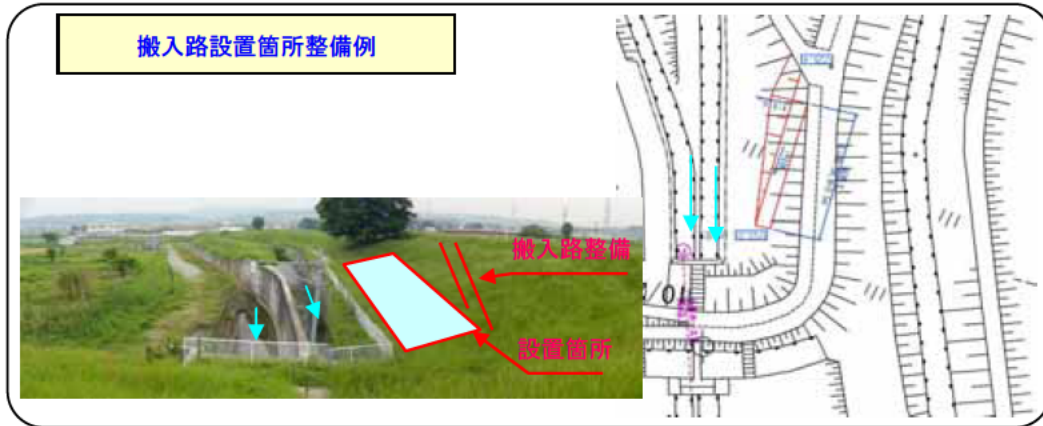
⑦排水機場の運用の検討

「猪名川流域総合治水協議会」において「猪名川排水ポンプ場運転調整連絡に係る専門部会」の設立を決議したことは評価できる。しかし、ポンプ排水調整による影響は決して軽微ではなく、越水しても破堤しない堤防強化を急ぐべきである。一方内水被害の予測される地域については、移転も含めた土地利用の規制・誘導、建築物の耐水化などの流域対応を積極的に進め、被害の軽減を図るべきである。

●進捗状況報告

①②③④⑥については今後、自主防災組織活性化のため、水害に強い地域づくり協議会の中で住民説明会を実施していく。

⑤災害対策用車両の搬入路等の整備



⑦排水機場運用(大島排水機場・針ノ木排水機場)

(現状)

○直轄管理施設

①操作規則等に運転調整が明記してある排水機場

・久御山排水機場、八幡排水機場

②運転調整が未明記で特例操作事項で実施する排水機場

・大島排水機場、針ノ木排水機場

○許可工作物……申請者に対し、許可申請時に運転調整事項を明記するよう指導。



○排水機場の運転調整を考慮した操作要領等の見直しの検討

(検討内容)

○排水ポンプの運転、停止の協議、実施

・排水流域内土地利用状況等の変化を考慮した操作要領の見直し及び操作要領の作成により明確な運転調整を図る

・情報連絡網を整備し緊急時の連絡体制を確保する

○関係機関と協議・調整を図る(支川調整会議等)

みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)

具体的な整備内容

水防団との連携を一層強化するとともに、水防団員の高齢化等の課題を踏まえた支援方策を検討する。

洪水時には、円滑且つ効果的な水防活動ができるように水防活動の拠点、現地に即した搬入路整備や備蓄材の確保を図るとともに、迅速な水防活動や施設操作を行うための河川情報の共有化やシステムの構築を図る。

内水排水ポンプ場の運転については、下流に流量増をもたらすことから、あらかじめ施設管理者を含め、運転調整を図る。

検討・実施内容

水防団の支援方策
 自主防災組織の活性化
 防災機関との連携
 広域防災施設整備対策
 災害対策用車両の搬入路等の整備
 非常用資機材の備蓄
 排水機場運用(大島排水機場・針ノ木排水機場)

委員会等からの意見

「基礎案に係る具体的な整備内容シート」において、「浸水想定区域からの住宅移転」をも含め、「市街化抑制」が謳われていることは、先の「意見書」においても高く評価したところである。したがって、県、市町村等との連携の内容なども含めてその検討の結果なども、充分詳細に明らかにすべきである。

【琵琶湖部会】

進捗状況

水防団との連絡会において、課題を踏まえた支援の方策等について検討する

- ・「瀬田川・野洲川・草津川水防連絡会」の実施

防災関係者と出水報告や防災に関する話題の議論、各河川の危険箇所を現地視察、意見交換などを実施することで共通認識を高め防災機関の連携強化に努めた。

防災機関との連携

- 洪水予報・水防警報・水位情報周知河川
- ・瀬田川 特別警戒水位設定

平成17年7月水防法の改正に伴い瀬田川洗堰下流域を水位情報周知河川とし特別警戒水位を設定。住民が避難の目安になる水位を関係機関ならびに住民に向けて情報発信することとした。

- ・野洲川(洪水予報指定河川)の危険水位見直し

すでに、洪水予報指定河川である野洲川においては、危険水位を見直し変更した。これにより、適切で精度の高い洪水予報実施に努める。

今後の見通し等

水防団との連絡会において、課題を踏まえた支援の方策等について検討する

- ・「瀬田川・野洲川・草津川水防連絡会」ひきつづき、出水期前(定期的)および必要時(不定期)に実施する。

防災機関との連携

- 洪水予報・水防警報・水位情報周知河川
- ・瀬田川を洪水予報指定河川とする

平成17年度末に琵琶湖洪水予報が滋賀県へ移管されると同時に(琵琶湖洪水予報の一部であった瀬田川上流域も含め)瀬田川管理区間(7.5km)を新たに洪水予報指定区間に指定する。

- ・草津川を水防警報指定河川及び水位情報周知河川とする平成17年度末に草津川管理区間(5.5km)を水防警報指定ならびに特別警戒水位を設定する。

瀬田川

進捗状況

- ・水位情報周知河川に指定し、特別警戒水位を設定した。
(平成17年7月設定)

今後の見通し等

- ・瀬田川を洪水予報指定河川とする。



青字: H17年度まで
赤字: H18年度以降

野洲川

●進捗状況

- ・野洲川(洪水予報指定河川)の危険水位見直し



草津川

●今後の見通し等

- ・草津川を水防警報指定河川及び水位情報周知河川とする。

草津川 水防警報指定予定区間



みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)

具体的な整備内容

水防団との連携を一層強化するとともに、水防団員の高齢化等の課題を踏まえた支援方策を検討する。
洪水時には、円滑且つ効果的な水防活動ができるように水防活動の拠点、現地に即した搬入路整備や備蓄材の確保を図るとともに、迅速な水防活動や施設操作を行うための河川情報の共有化やシステムの構築を図る。
内水排水ポンプ場の運転については、下流に流量増をもたらすことから、あらかじめ施設管理者を含め、運転調整を図る。

検討・実施内容

自主防災組織の活性化
防災機関との連携
広域防災施設整備対策
災害対策用車両の搬入路等の整備
非常用資機材の備蓄
排水機場運用の検討

委員会等からの意見

進捗状況

防災機関との連携

洪水予報・水防警報

・木津川上流域水防警報区間の変更

木津川上流洪水予報区間と揃え、服部川・柘植川の直轄区間を追加、名張川の高山ダム下流区域を指定解除する。

・木津川上流域における危険水位見直し

木津川上流域の危険水位の見直しを行った。

広域防災施設整備対策

・平成17年度 名張川河川防災ステーションの排水・路床整備工事を実施

今後の見通し等

防災機関との連携

洪水予報・水防警報

・引き続き各自治体等に向けて情報提供を行っていく。

広域防災施設整備対策

・名張川河川防災ステーション整備を継続実施し、H18年度に運用可能とする。

災害対策用車両の搬入路等の整備について

・車両交換場所等の整備を順次実施していく。

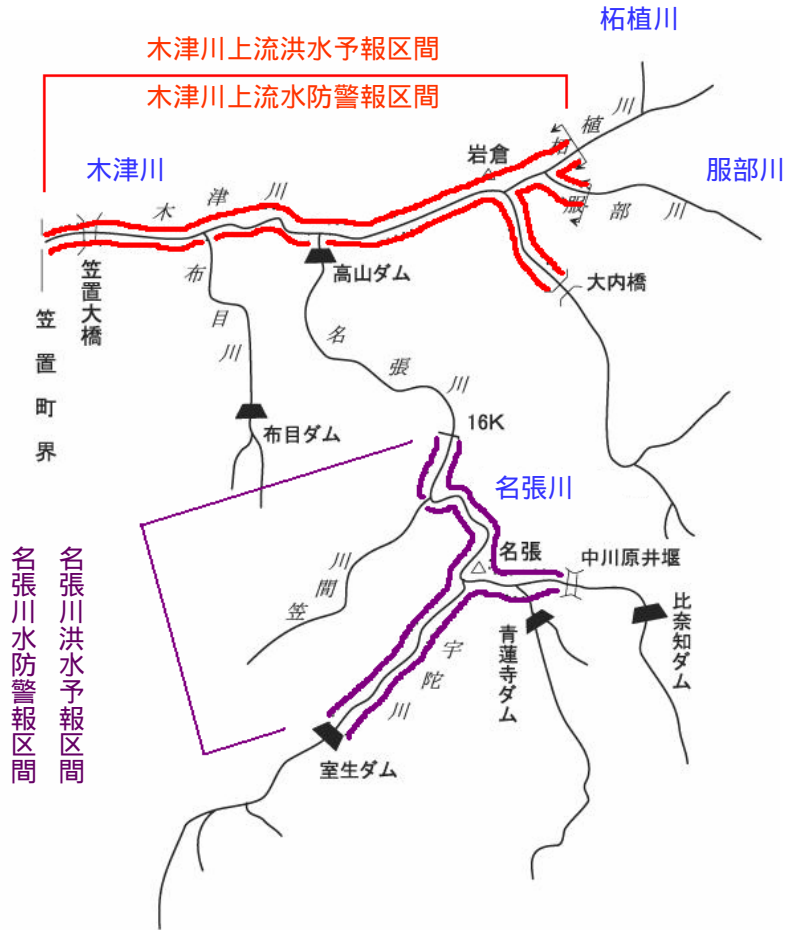
非常用資機材の備蓄

・H18年度 名張川河川防災ステーションに整備に伴い備蓄予定

木津川上流域

進捗状況

- ・木津川上流域の危険水位の見直しを行った。(見直しの結果、変更なし)

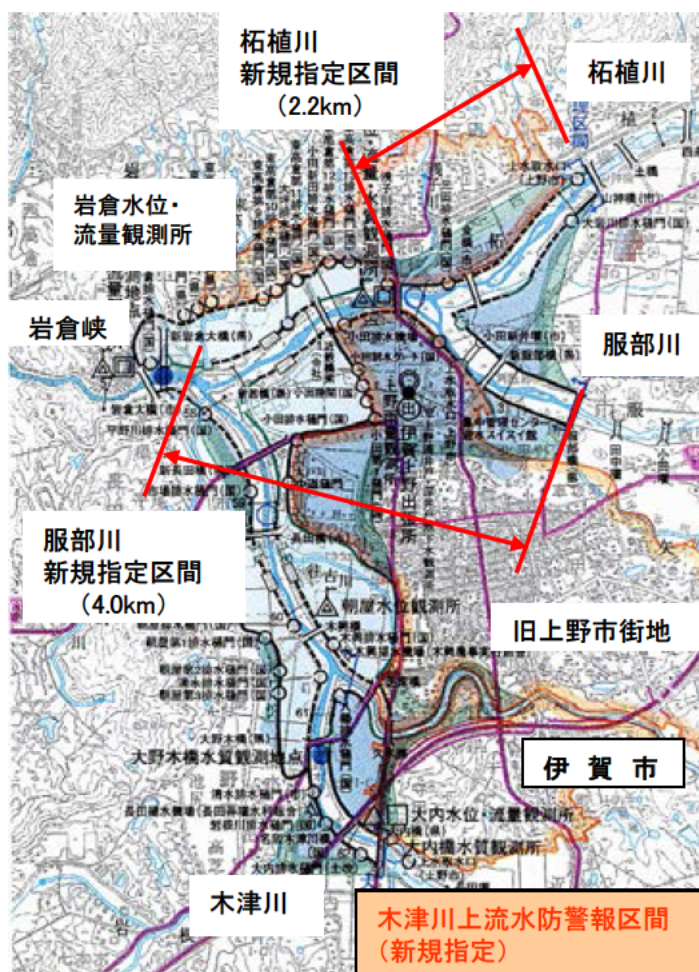
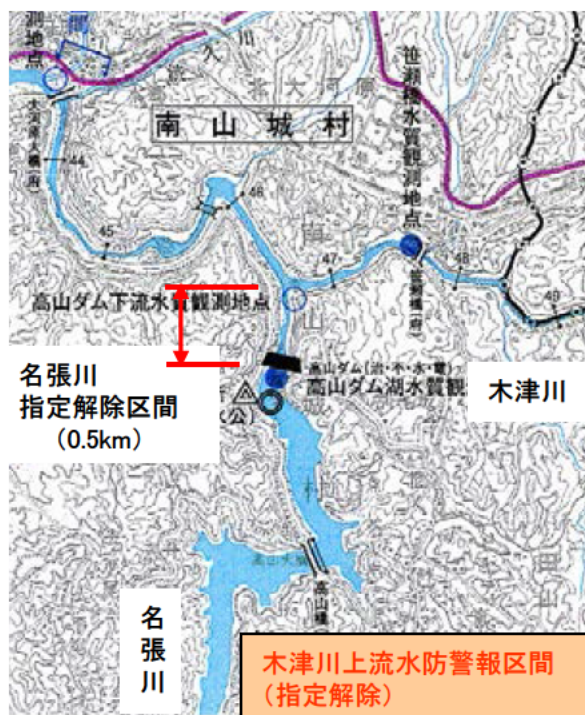


木津川上流域

●進捗状況

・水防警報区間の見直し

洪水予報区間と揃え、服部川・柘植川の直轄区間を追加、名張川の高山ダム下流区間を指定解除予定。(平成18年度以降)



●進捗状況(木津川上流)

名張川において、河川防災ステーションを整備中

④広域防災施設整備概要(名張川河川防災ステーション整備イメージ)



平常時



災害時

●事業の数量・諸元等

延長100m、面積約1ha

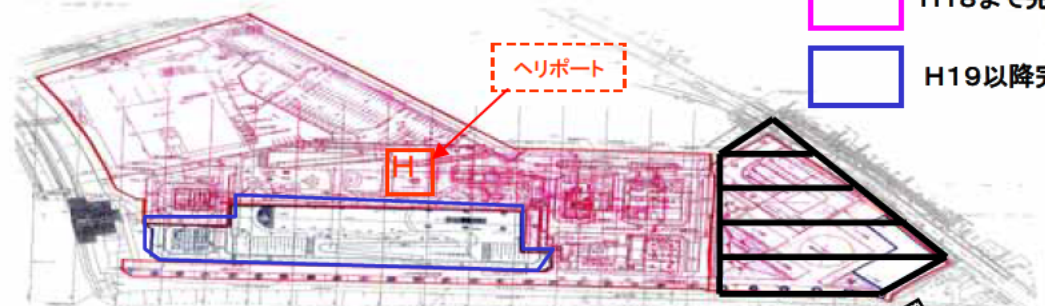
盛土4,300m³

根固めブロック 680個

うちH18年度の数量・諸元等

土砂・割栗石 2,000m³予定

根固めブロック 100個予定



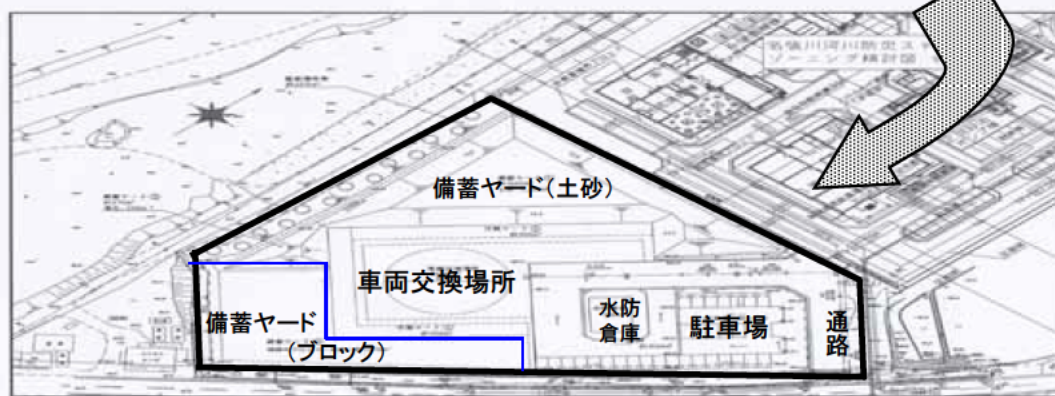
実施範囲



H18まで完成



H19以降完成



●現地状況写真

みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)

●具体的な整備内容

水防団との連携を一層強化するとともに、水防団員の高齢化等の課題を踏まえた支援方策を検討する。

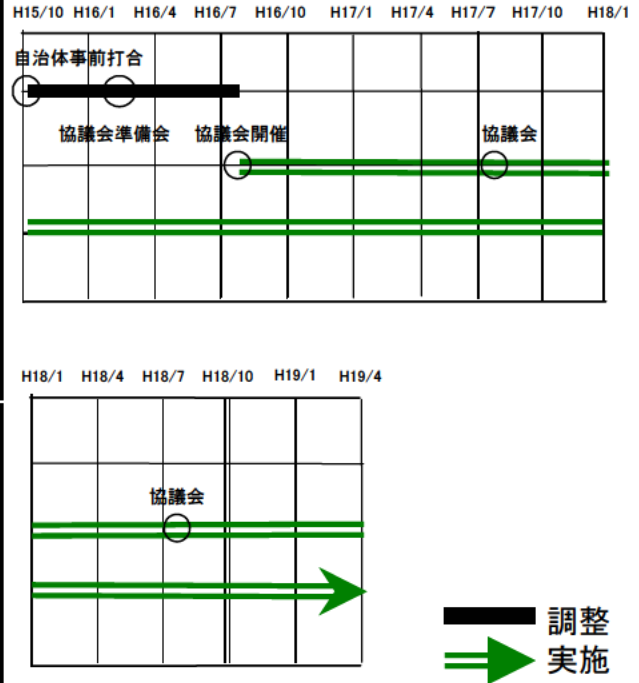
洪水時には、円滑且つ効果的な水防活動ができるように水防活動の拠点、現地に即した搬入路整備や備蓄材の確保を図るとともに、迅速な水防活動や施設操作を行うための河川情報の共有化やシステムの構築を図る。

内水排水ポンプ場の運転については、下流に流量増をもたらすことから、あらかじめ施設管理者を含め、運転調整を図る。

●検討・実施内容

- ①水防団の支援方策
- ②自主防災組織の活性化
- ③防災機関との連携
- ④広域防災施設整備対策
- ⑤災害対策用車両の搬入路等の整備
- ⑥非常用資機材の備蓄
- ⑦排水機場運用の検討

●スケジュール



●委員会等からの意見

<事業進捗報告への意見>

【猪名川部会】

②防災機関との連携

意見書を反映し、地域住民の自主防災活動への支援、連携に踏み込んだ点を評価し、今後の取り組みに期待する。また、来るべき超高齢化社会に向け、自治体、福祉事業者、医療関係者などとも情報の共有、連携を進めるべきである。

⑦排水機場の運用の検討

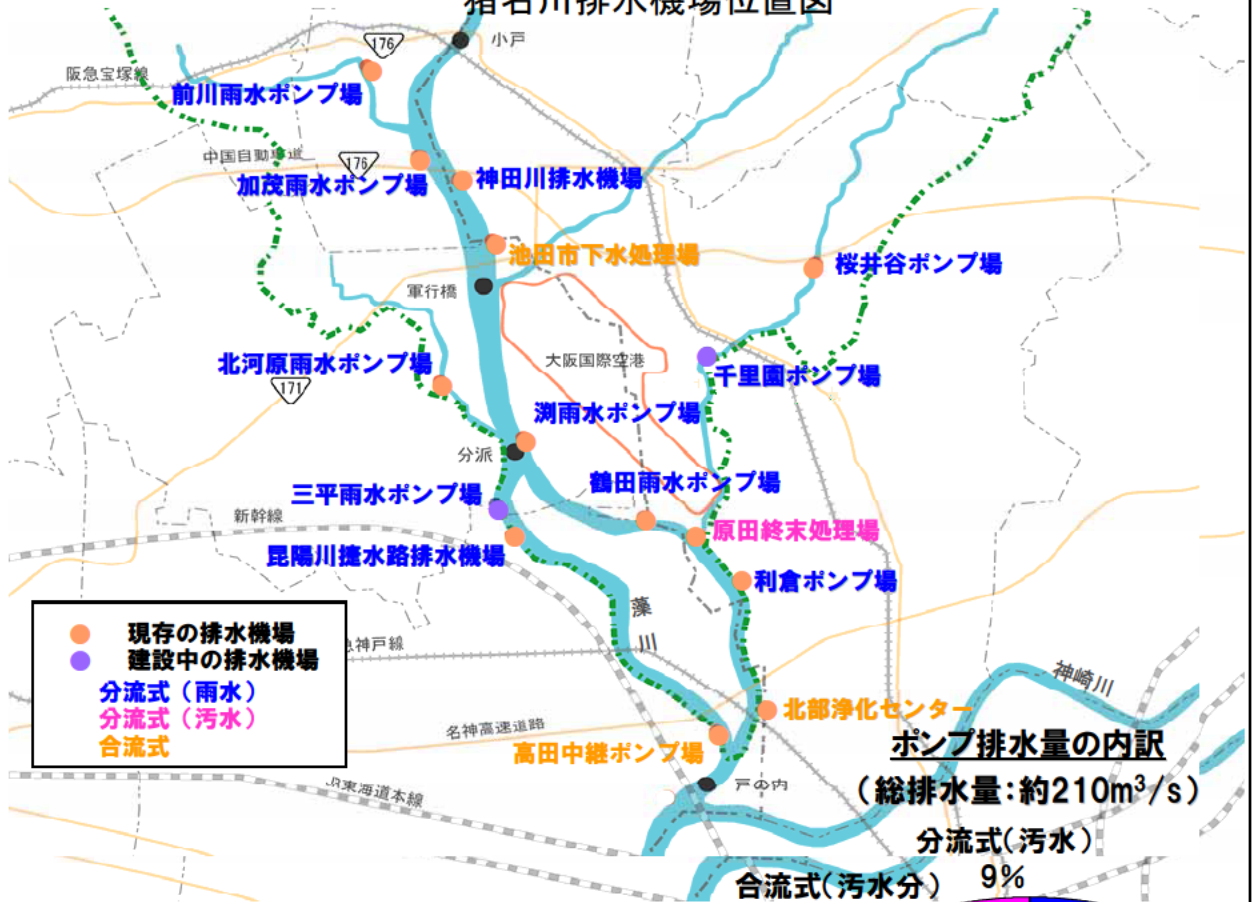
「猪名川流域総合治水協議会」において「猪名川排水ポンプ場運転調整連絡に係る専門部会」の設立を決議したことは評価できる。しかし、ポンプ排水調整による影響は決して軽微ではなく、越水しても破堤しない堤防強化を急ぐべきである。一方内水被害の予測される地域については、移転も含めた土地利用の規制・誘導、建築物の耐水化などの流域対応を積極的に進め、被害の軽減を図るべきである。

●進捗状況報告

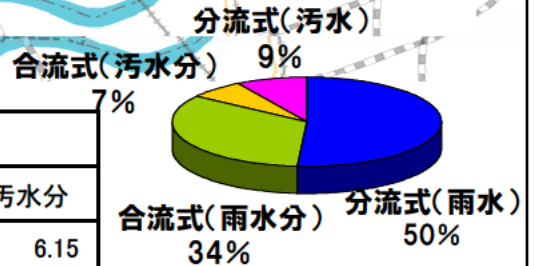
- ①水防連絡会を実施
- ②要検討
- ③水防警報の発表及び气象台と共同で洪水予報の発表
- ④要検討
- ⑤検討中
- ⑥備蓄状況の把握済み
- ⑦排水機場運用の検討において、「水害に強い地域づくり協議会」で専門部会の設立了承

⑦排水機場運用の検討

猪名川排水機場位置図



ポンプ排水量の内訳
(総排水量:約210m³/s)

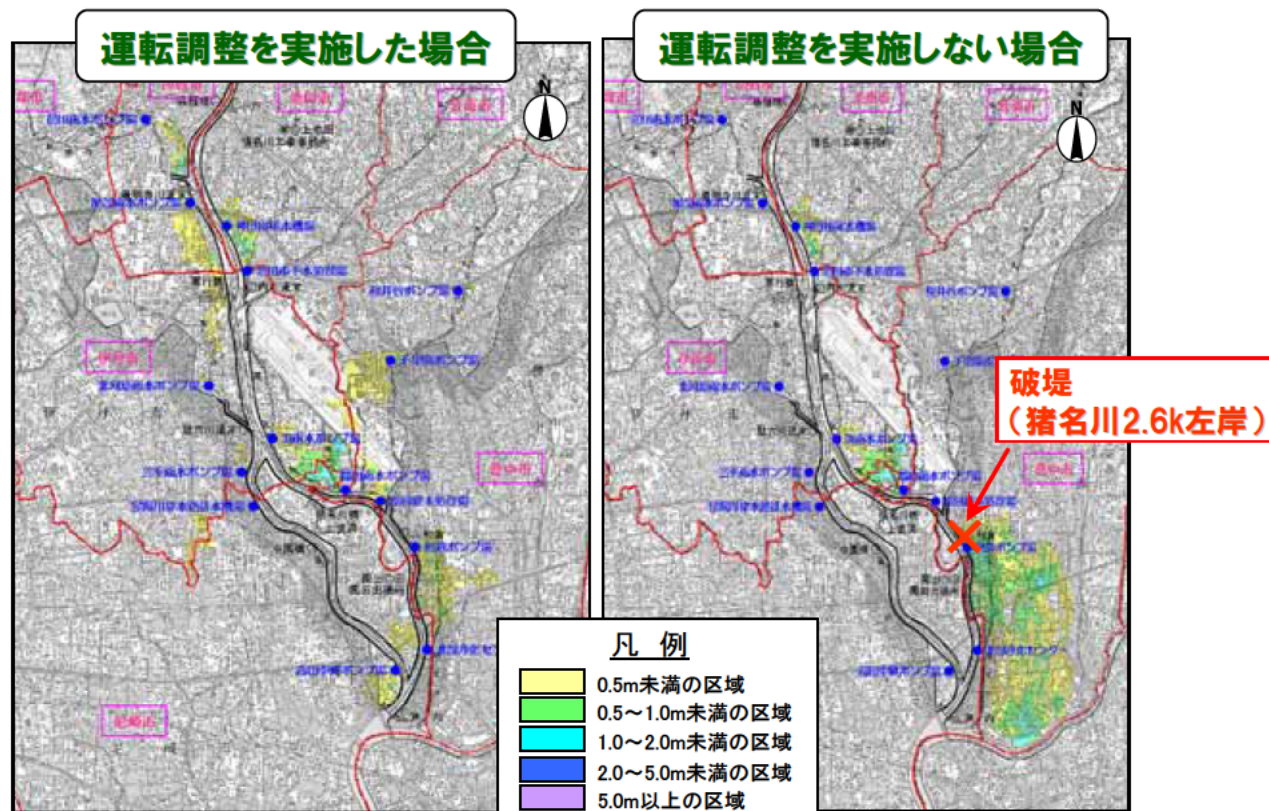


		排水量(m ³ /s)		
		総量	雨水分	汚水分
1	北部浄化センター	28.32	22.17	6.15
2	利倉ポンプ場	30	30	—
3	原田終末処理場	18.357	—	18.357
4	鶴田雨水ポンプ場	5.3	5.3	—
5	淵雨水ポンプ場	1.4	1.4	—
6	池田市下水処理場	14.9	11.9	3.0
7	神田川排水機場	1	1	—
8	加茂雨水ポンプ場	13	13	—
9	高田中継ポンプ場	41	36.33	4.67
10	昆陽川捷水路排水機場	25	25	—
11	三平雨水ポンプ場	5.88	5.88	—
12	北河原雨水ポンプ場	2.1	2.1	—
13	前川雨水ポンプ場	13.03	13.03	—
14	桜井谷ポンプ場	1.5	1.5	—
15	千里園ポンプ場	9.116	9.116	—
		209.903	177.726	32.177

注:三平雨水ポンプ場、千里園ポンプ場 建設中

運転調整による浸水被害の軽減効果

(S42.7洪水型×1.0倍)



・浸水面積: 420ha ・浸水人口: 22,000人
 ・床上浸水: 890戸 ・床下浸水: 8,300戸

・浸水面積: 570ha ・浸水人口: 55,700人
 ・床上浸水: 8,800戸 ・床下浸水: 15,300戸

注: 上記検討結果の条件について

昭和42年7月洪水の実績降雨を一庫ダムありきの現況の猪名川の河道断面で流下させました。

猪名川2.6k左岸で計画高水位以上の水位になり破堤するものとしました。

運転調整を実施は、猪名川2.6k左岸で計画高水位に水位が上昇しないようにポンプを停止しました。

(11.6k付近の川西池田地区は検討のため築堤されたものとしました)

提案理由

出水時における内水を排除するポンプ場については、強制排水を継続すると現在の整備水準を超える豪雨に見舞われた場合等に、管理河川堤防の決壊による甚大な被害が生じる可能性がある。

このため洪水による被害を防止するための措置をとる必要があり、運転調整(河川の負担を減らす排水ポンプの停止等実施)を実施する。

運転調整を実施するために水害に強い地域づくり協議会の専門部会で流域全体で調整を進める。

調整経緯

【猪名川排水ポンプ場運転調整連絡協議会(仮称) 準備会】

第1回 (H14.2)

「排水ポンプ場の運転調整」の概念を流域関係者に周知

第2回 (H15.8)

運転調整の必要性を流域関係者で共有

第3回 (H16.3)・第4回 (H16.5)

運転調整のルールを議論するための下地を形成

第5回 (H16.7)

破堤後の運転調整については、大筋で合意を得る

第6回 (H16.10)

現行の連絡体制では、緊急対応が困難であることが明確となる

【猪名川排水ポンプ場運転調整連絡協議会(仮称) 準備会】

大阪府、兵庫県、豊中市、池田市、尼崎市、伊丹市、川西市、(の河川、
下水道部局 担当者)

河川管理者(国土交通省) (平成13年度 ~ 平成16年度)



【水害に強い地域づくり協議会

排水ポンプ場の運転調整に関する専門部会】

大阪府、兵庫県、豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町、尼崎市、
伊丹市、川西市、宝塚市、猪名川町(の企画、都市、土木各部局)

近畿地方整備局、水資源機構 (平成18年 3月設立)

運転調整に向け、流域全体で課題を検討し、「水害に強い地域づくり協議会」の今後設立される他の「自分で守る部会」「地域で守る部会」等と連携を取り調整を進める。

(協議会運営フローチャート)

【水害に強い地域づくり協議会

排水ポンプ場の運転調整に関する専門部会】

大阪府、兵庫県、豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町、尼崎市、伊丹市、川西市、宝塚市、猪名川町(の企画、都市、土木各部局)

近畿地方整備局、水資源機構

(平成18年 3月 設立)

運転調整の基準の策定

- ・運転調整要綱の策定
- ・操作規則・操作要領の作成
- ・情報連絡網の整備、連絡体制の確立

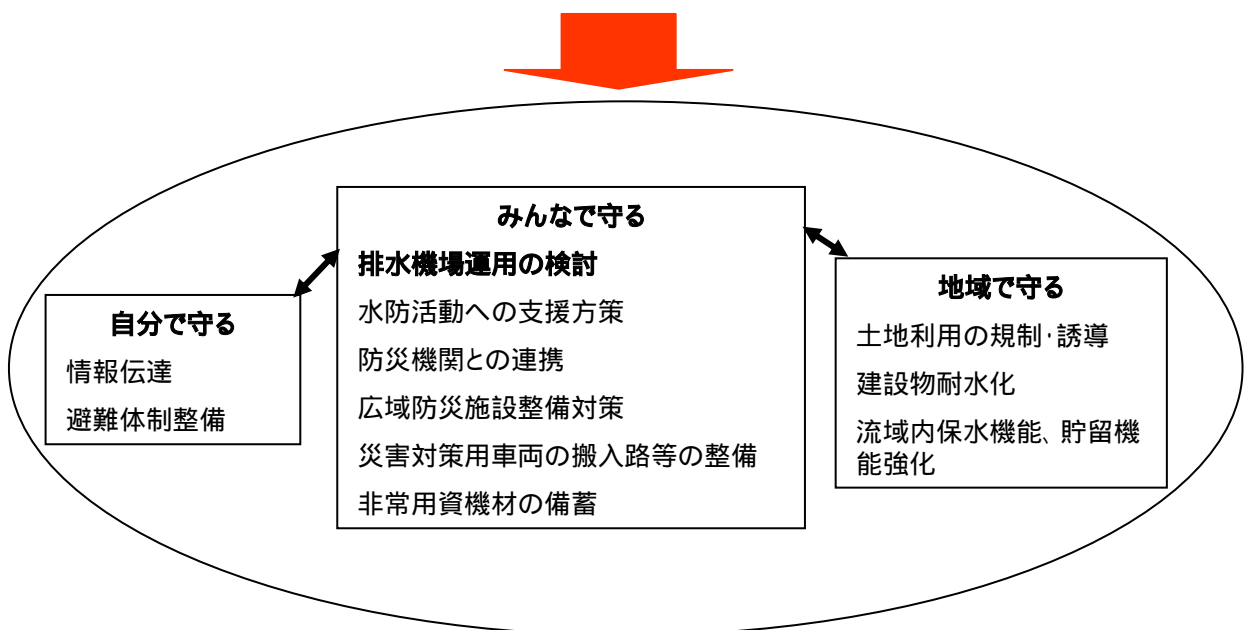
住民周知に関わること

- ・連絡方法、避難方法の検討

上下流の協力

- ・上下流自治体による協力の検討

水害に強い地域づくり協議会

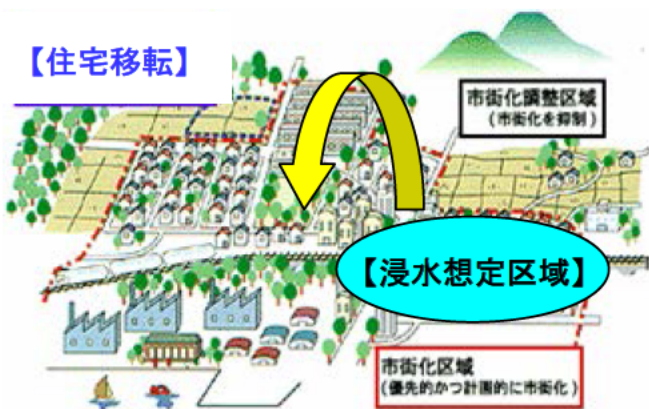


地域で守る(街づくり、地域整備)

■日頃からいざという時のために備えて

①土地利用の規制・誘導

【住宅移転】



危険地域図、安全地域の表示イメージ

- ・危険地域図の作成・公表並びに安全地域の表示についての検討を支援する。
- ・土地利用規制や移転促進方策の検討を支援する。

盛土構造の道路を利用した二線堤イメージ

- ・氾濫源における盛土構造の道路や鉄道などによる二線堤機能を踏まえた土地利用規制や移転促進方策の検討を支援する。

②建築物耐水化

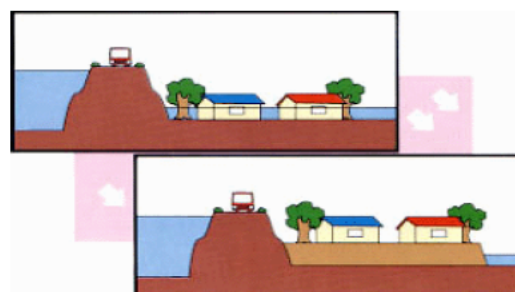
ライフライン施設管理者との調整や、低平地対策、建物や重要施設の耐水化のための基本事項の検討を支援する。

家屋を浸水の被害から回避するため、地盤を高くするなどの対策を行う。

ピロティー建築

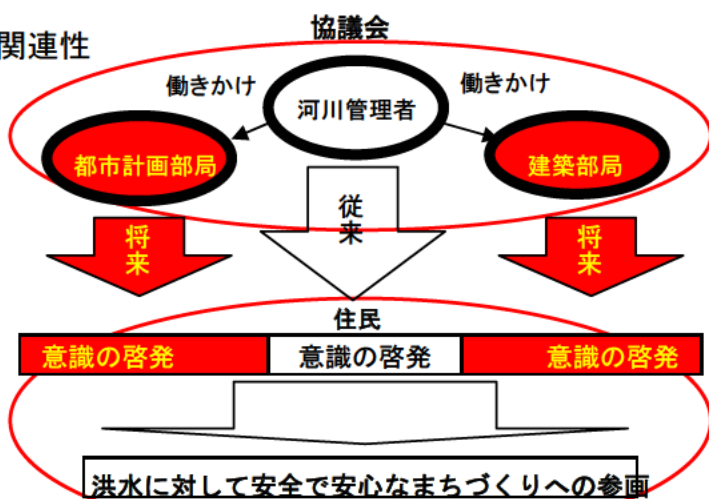


耐水化対策のイメージ図



協議会の役割と①、②の施策実施の関連性

協議会の設置により、住民の洪水への意識を増大させることができるとともに、洪水に強いまちづくりへの参画を促すことができる。そのことで、土地利用規制や建築物の耐水化などがスムーズになる。



地域で守る(街づくり、地域整備)

●具体的な整備内容

①土地利用の規制・誘導

氾濫原における氾濫特性等を踏まえた土地利用規制や移転促進方策について自治体の検討を支援する。

②建築物耐水化

水道や電気等のライフライン施設や重要公共施設の耐水化について、各管理者を支援する。

③流域内保水機能、貯留機能強化

○ 保水機能の保全

森林等の保水機能の保全、新規及び既開発地の保水機能保全対策(調整池、貯留施設、浸透施設)について、自治体の検討を支援する。

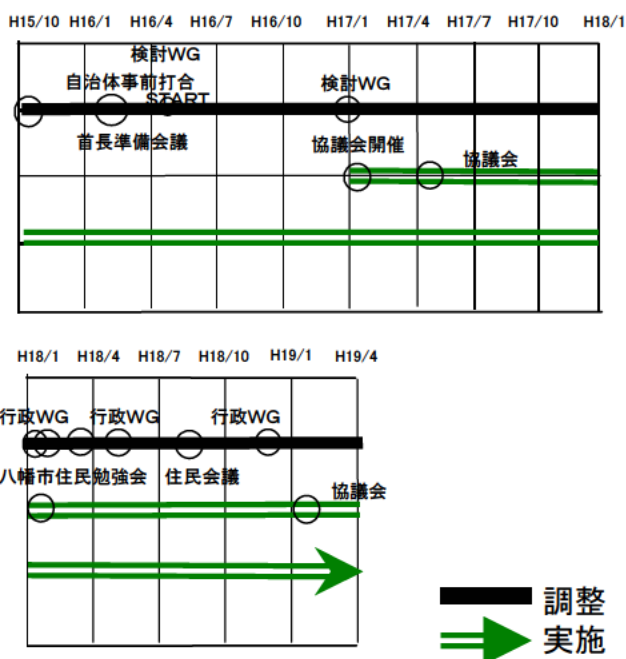
○ 貯留機能の強化

河川への流出量を抑制するために、遊水地等の貯留施設の設置について検討する。公共施設における地下貯留施設の設置や家庭における雨水マス設置等について、自治体の検討を支援する。

○ 都市計画との調整

従来の都市計画法などの開発指導のみならず、地域の特性にあわせた規模、形態の貯留施設を設置する等、民間管理施設の貯留機能の担保についての、自治体の検討を支援する。

●スケジュール



●委員会等からの意見

<事業進捗報告への意見>

【琵琶湖部会】

「基礎案に係る具体的な整備内容シート」において、「浸水想定区域からの住宅移転」をも含め、「市街化抑制」が謳われていることは、先の「意見書」においても高く評価したところである。したがって、県、市町村等との連携の内容なども含めてその検討の結果などをも、充分詳細に明らかにすべきである。

【猪名川部会】

意見書を踏まえ「氾濫特性等を踏まえた土地利用規制」としたことは評価できる。自治体の支援にとどまらず、積極的な働きかけが望まれる。一方、「貯留機能の強化」策に示された「雨水マス設置等」は、個々の効果は小さいものの、全戸で実施されれば一定の効果が期待され、住民の水害への意識を高める観点からも、住民自身の自主性により尊重されることを期待する。意見書を踏まえ、自治体に対する働きかけを含め、「水害に強い町づくり」を目指し積極的な取り組みを期待する。

●進捗状況報告

今後、水害に強い地域づくり協議会の中で検討を行っていく。

地域で守る(街づくり、地域整備)**具体的な整備内容****土地利用の規制・誘導**

氾濫原における氾濫特性等を踏まえた土地利用規制や移転促進方策について自治体の検討を支援する。

建築物耐水化

水道や電気等のライフライン施設や重要公共施設の耐水化について、各管理者を支援する。

流域内保水機能、貯留機能強化**保水機能の保全**

森林等の保水機能の保全、新規及び既開発地の保水機能保全対策(調整池、貯留施設、浸透施設)について、自治体の検討を支援する。

貯留機能の強化

河川への流出量を抑制するために、遊水地等の貯留施設の設置について検討する。公共施設における地下貯留施設の設置や家庭における雨水マス設置等について、自治体の検討を支援する。

都市計画との調整

従来の都市計画法などの開発指導のみならず、地域の特性にあわせた規模、形態の貯留施設を設置する等、民間管理施設の貯留機能の担保についての、自治体の検討を支援する。

委員会等からの意見

「基礎案に係る具体的な整備内容シート」において、「浸水想定区域からの住宅移転」をも含め、「市街化抑制」が謳われていることは、先の「意見書」においても高く評価したところである。したがって、県、市町村等との連携の内容なども含めてその検討の結果などをも、充分詳細に明らかにすべきである。

【琵琶湖部会】

進捗状況**浸水危険度マップ作成**

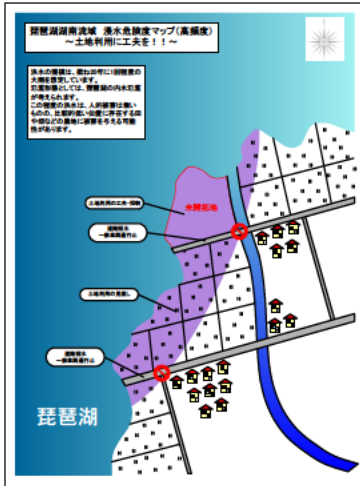
「琵琶湖湖南流域 水害に強い地域づくり協議会」(整備シート 治水 - 1参照)において検討。浸水の状況を頻度毎に区別して示した図で、洪水ハザードマップの役割のみでなく、琵琶湖の水位上昇により高頻度に起こる低地の水害に対するリスクも把握し、今後の地域のあり方を検討していく。まず高頻度・中頻度のマップの作成について、草津市をモデル市としてWGを設置し、検討を行っている。

第4回協議会をH18.3月に開催予定。

水害に強いHP:地域づくり協議会<http://www.biwakokasen.go.jp/others/stnccl/index.html>

●進捗状況

【浸水危険度マップ作成イメージ】



高頻度

対応策

- ・土地利用を工夫し、場合によっては抑制する(積極的)に既に農地として利用している土地→土地利用の見直し
- ・未開拓地で浸水が予想される区域→土地利用の工夫・抑制
- ・洪水期間を把握する(道路状況、交通遮断状況等)
- ・道路状況が予想される区域→一般車両の通行止めなど、交通規制をする



中頻度

対応策

- ・土地利用を工夫し、場合によっては抑制する既に農地として利用している土地→土地利用の見直し
- ・未開拓地で浸水が予想される区域→土地利用の工夫・抑制
- ・洪水期間を把握する(道路状況、交通遮断状況等)
- ・道路状況が予想される区域→一般車両の通行止めなど、交通規制をする
- ・避難場所・避難経路を提供する
- ・浸水が予想される区域に居住の方は、事前に避難場所・経路を把握しておく
- ・建築物の工夫(地盤強化、ピロティ等)
- ・浸水が予想される区域に居住の方は、浸水に強い建築物に居住する(右図参照)



低頻度(=ハザードマップ)

対応策

- ・避難場所・避難経路を提供する
- ・浸水が予想される区域に居住の方は、事前に避難場所・経路を把握しておく
- ・長期避難対策
- ・浸水の発生による浸水域の浸水日数は数週間オーダーで長期化する可能性が高いので、避難施設の各層階の充実化、2次避難の検討などの事前対応を行う
- ・市町村間連携
- ・洪水期間が市域に及ぶ場合、市内の避難所のみでは対応できない可能性がある。緊急時の市町村間の連携について、事前に協議しておく必要がある

②看板の設置

琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減(整備シート 治水-17参照)するために、琵琶湖浸水想定区域を告示(H17年6月公表)した。これに基づき浸水箇所を明示する看板を現地に設置する。

浸水危険度マップ作成
草津市をモデル市としWGを設置。
マップの作成について国・県・市で一緒に検討を行っている。

【浸水危険度マップWG】

琵琶湖浸水想定区域
設置看板(イメージ)

琵琶湖浸水想定区域

ここは、浸水想定区域です。
明治29年洪水規模の洪水では、琵琶湖の水位がこの線まで上昇する恐れがあります。
B. S. L. +2.5m

ここは、〇〇市〇〇町です。
地盤高は B. S. L. +##m (T. P. +##m) です。
国土交通省 琵琶湖河川事務所

! 明治29年9月洪水が襲来すると、この地点は下の区域にあり、浸水することが想定されています。

この周辺では、
浸水深が1.0m
浸水期間が約10日
になります。

国土交通省 琵琶湖河川事務所

●今後の見通し等

①浸水危険度マップ作成

草津市において、都市計画面・農政面で今後の対策を考えるものとして、マップを作成し使用していく。

②看板の設置

琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減するため、浸水想定区域を周知する看板を設置予定。

地域で守る(街づくり、地域整備)

●具体的な整備内容

①土地利用の規制・誘導

氾濫原における氾濫特性等を踏まえた土地利用規制や移転促進方策について自治体の検討を支援する。

②建築物耐水化

水道や電気等のライフライン施設や重要公共施設の耐水化について、各管理者を支援する。

③流域内保水機能、貯留機能強化

○保水機能の保全

森林等の保水機能の保全、新規及び既開発地の保水機能保全対策(調整池、貯留施設、浸透施設)について、自治体の検討を支援する。

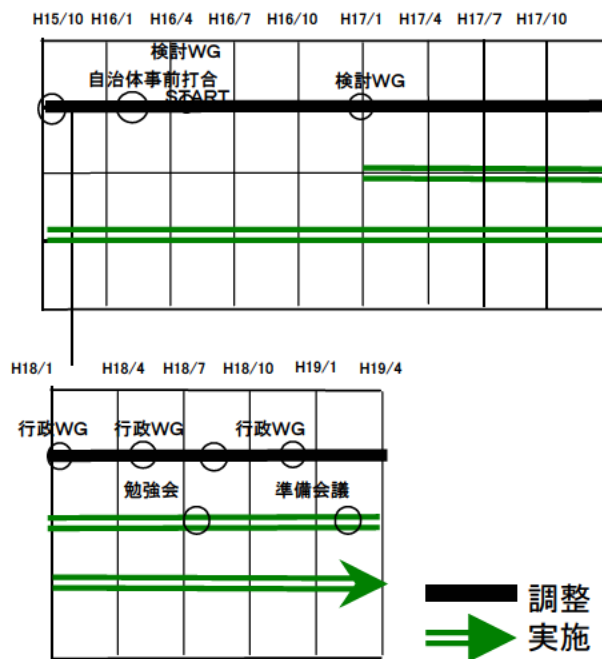
○貯留機能の強化

河川への流出量を抑制するために、遊水地等の貯留施設の設置について検討する。公共施設における地下貯留施設の設置や家庭における雨水マス設置等について、自治体の検討を支援する。

○都市計画との調整

従来の都市計画法などの開発指導のみならず、地域の特性にあわせた規模、形態の貯留施設を設置する等、民間管理施設の貯留機能の担保についての、自治体の検討を支援する。

●スケジュール



●委員会等からの意見
特になし

●進捗状況報告

木津川上流河川事務所管内において、特に人口・資産が集中する伊賀市、名張市において行政担当者レベルでの意見交換会を実施してきた。平成17年度は災害時における行政対応について会議を行った。現在までの会議では、自助・共助の重要性及び住民意識の向上について議論を行ってきており、徐々にではあるが自治体の意識も向上してきている。今後は住民意識の向上に向け、自治体が主体となった会議を実施できるよう働きかける。

・第1回勉強会(H16. 3. 24)

三重県伊賀県民局、上野市、名張市、水機構、国交省(木津上)

- ・協議会発足の主旨説明
- ・協議会組織の提案
- ・活動内容の提案(情報提供等ソフト対策検討、保水機能検討等)

・第2回勉強会(H16. 4. 21)

三重県伊賀県民局、上野市、名張市、水機構、国交省(木津上)

- ・協議会設立主旨の再確認
- ・活動内容検討、意見交換

・意見交換会(H16. 12. 8)

伊賀市、名張市、水機構、国交省(木津上)

- ・協議会設立主旨の再確認(市町村合併のため)
- ・活動内容の検討、意見交換

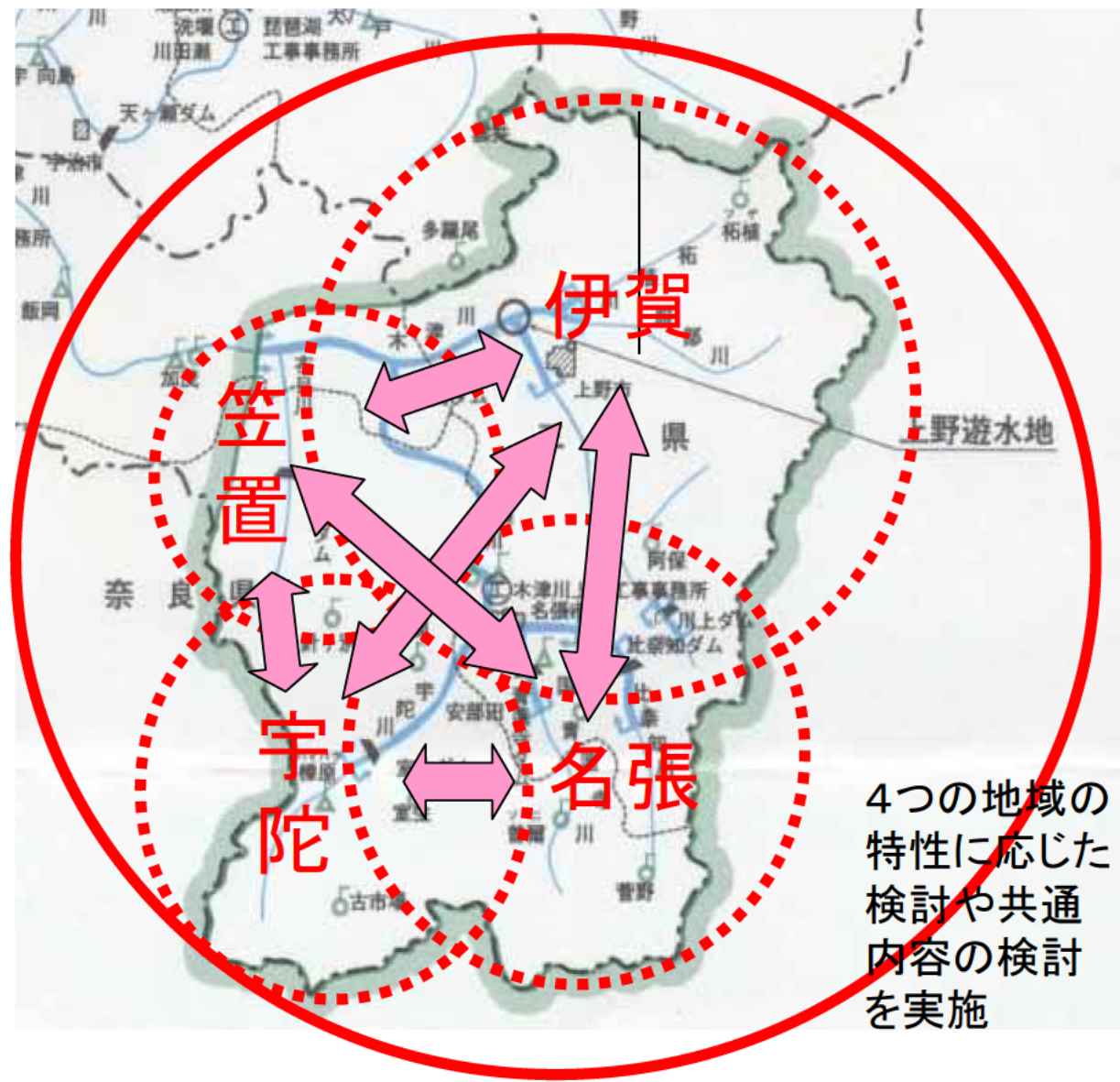
・準備会(H17. 10. 7)

笠置町、南山城村、三重県伊賀県民局、伊賀市、名張市、奈良県、奈良市、山添村、室生村、榛原町、水機構、国交省(木津上)

- ・協議会設置に向け再確認
- ・メンバー構成の再確認

具体的な整備シート(基礎案)

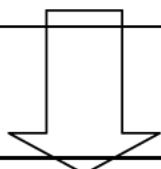
●これからの協議会実施案



●今後の見通し

【水害に強いまちづくり協議会】

三重県、伊賀市、名張市、笠置町、南山城村、奈良県、奈良市、山添村、室生村、榛原町
 (の企画、都市、土木各部局)
 近畿地方整備局、水資源機構



流域全体で取り組む必要がある

流域市町村を始め検討メンバーをさらに加えてパワーアップ

地域で守る(街づくり、地域整備)

●具体的な整備内容

①土地利用の規制・誘導

氾濫原における氾濫特性等を踏まえた土地利用規制や移転促進方策について自治体の検討を支援する。

②建築物耐水化

水道や電気等のライフライン施設や重要公共施設の耐水化について、各管理者を支援する。

③流域内保水機能、貯留機能強化

○保水機能の保全

森林等の保水機能の保全、新規及び既開発地の保水機能保全対策(調整池、貯留施設、浸透施設)について、自治体の検討を支援する。

○貯留機能の強化

河川への流出量を抑制するために、遊水地等の貯留施設の設置について検討する。公共施設における地下貯留施設の設置や家庭における雨水マス設置等について、自治体の検討を支援する。

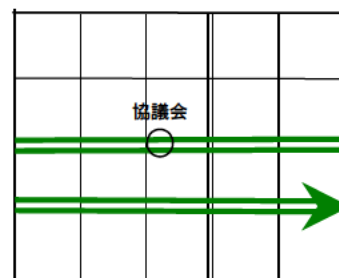
○都市計画との調整

従来の都市計画法などの開発指導のみならず、地域の特性にあわせた規模、形態の貯留施設を設置する等、民間管理施設の貯留機能の担保についての、自治体の検討を支援する。

●スケジュール



H18/1 H18/4 H18/7 H18/10 H19/1 H19/4



調整実施

●委員会等からの意見

<事業進捗報告への意見>

【猪名川部会】

意見書を踏まえ「氾濫特性等を踏まえた土地利用規制」としたことは評価できる。自治体の支援にとどまらず、積極的な働きかけが望まれる。一方、「貯留機能の強化」策に示された「雨水マス設置等」は、個々の効果は小さいものの、全戸で実施されれば一定の効果が期待され、住民の水害への意識を高める観点からも、住民自身の自主性により尊重されることを期待する。意見書を踏まえ、自治体に対する働きかけを含め、「水害に強い町づくり」を目指し積極的な取り組みを期待する。

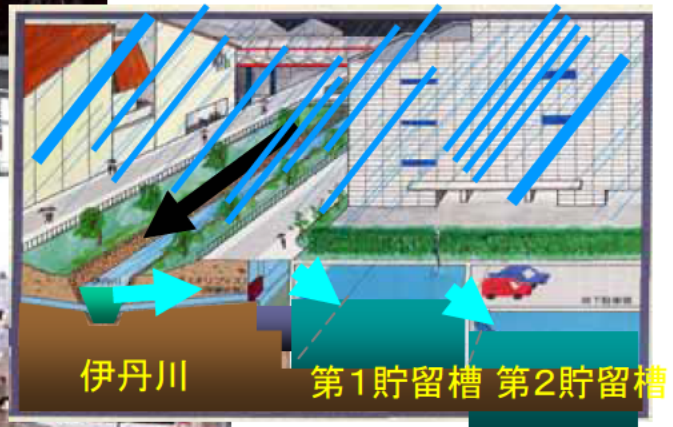
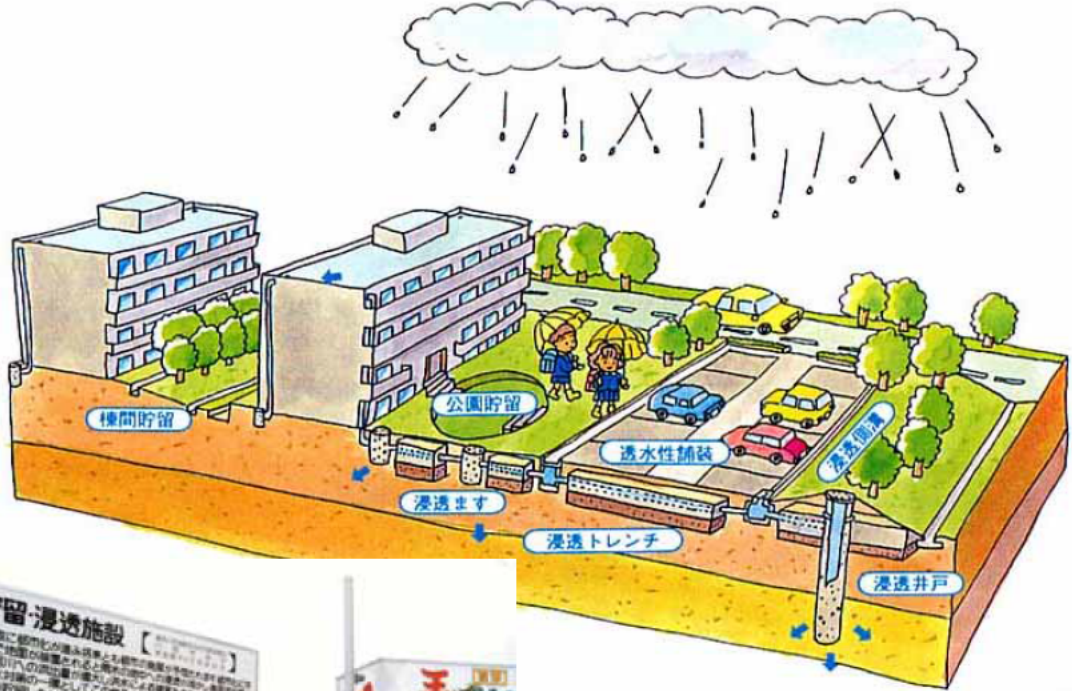
●進捗状況報告

猪名川流域整備計画にて一部実施。今後、猪名川流域整備計画の見直しを行い内容を更新

③流域内保水機能、貯留機能効果

現在の状況

●猪名川流域は総合治水特定河川に指定されており、流域内の様々な治水対策として河川改修だけでなく調整池や貯留施設を整備している。

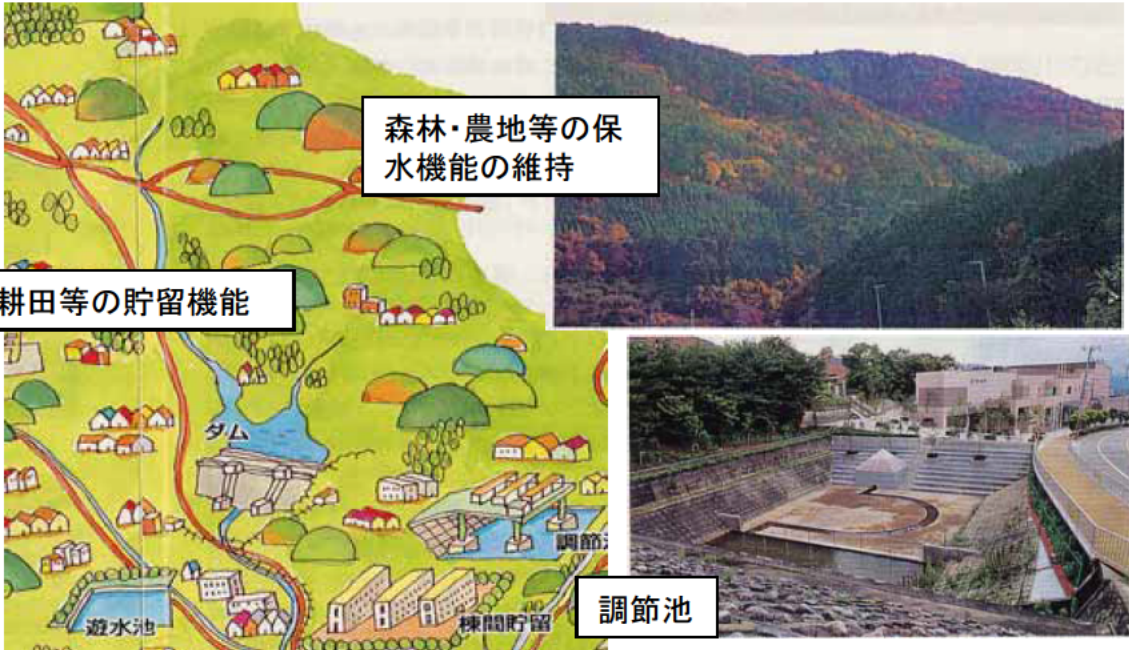


これらの施設を利用して流域からの流出量を抑制することにより洪水のピーク流量の低減を図る。

③流域内保水機能、貯留機能効果

現在の状況

●猪名川流域は総合治水特定河川に指定されており、流域内の様々な治水対策として河川改修だけでなく調整池や貯留施設を整備している。



これらの施設を利用して流域からの流出量を抑制することにより洪水のピーク流量の低減を図る。

●これからの協議会実施案

事例 猪名川における地域で守る部会の例

【猪名川流域治水対策協議会】

大阪府、兵庫県、豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町、尼崎市、伊丹市、川西市、宝塚市、猪名川町(の企画、都市、土木各部局)

近畿地方整備局、水資源機構

治水施設と流域の治水分担量を目標に実施

民間開発施設による貯留施設の指導

(流域内での開発での貯留施設整備には限界がある)

流域全体で取り組む必要がある

今回地域で守る部会では

地域で守る部会は上記メンバーに加え

各自治体の農林部局(保水機能の確保:森林、荒廃地)休耕田等の貯留機能

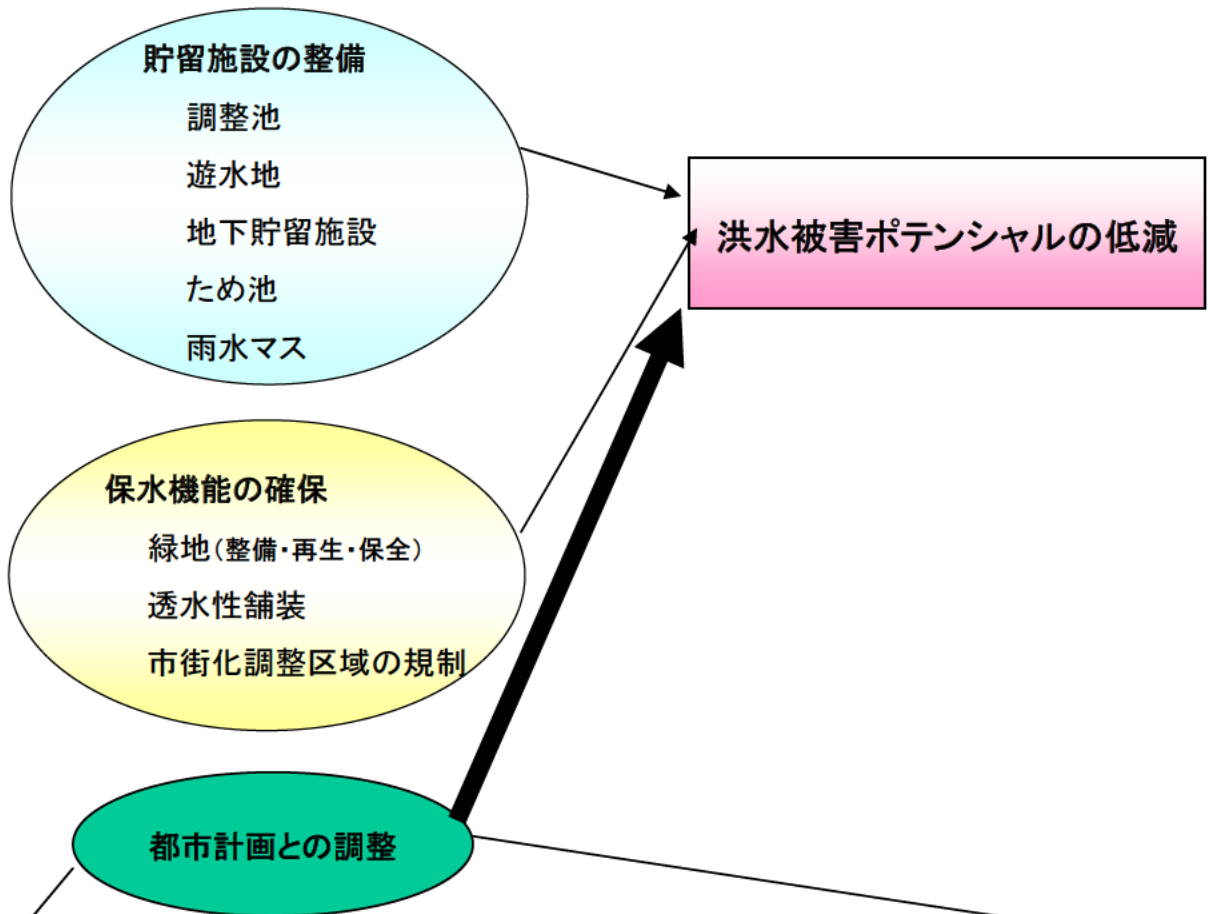
下水道部局(排水機場、調整池の活用)

が新たに参画する。

保水機能、貯留機能の強化を図る。

③流域内保水機能、貯留機能効果●整備効果

流域からの洪水流出量を抑制→ピーク流量の低減を図る。



従来の開発指導のみならず、地域の特性にあわせた規模、形態の貯留施設を設置する等、民間管理施設の貯留担保について検討を支援する。

■公共施設地下貯留施設の機能の担保

従来、民間開発等に対して調整池等の貯留施設を設けるよう指導を行ってきた。公共施設においては積極的に対策を講じる必要がある。

■民間管理施設の貯留機能の担保

都市計画法などの従来の開発指導では、開発に際して調整池等により年超過確率1/100洪水を調節することになっている。地域の特性にあわせた規模、形態の貯留施設を設置する必要がある。

■既設調整池の機能回復

従来の開発指導により設けられた調整池は、年月が経つにつれて堆砂、オリフィスの目詰まり等で本来の機能を発揮していない。したがって本来の機能を回復させるよう維持管理等を徹底する必要がある。

